

認定申請の手引き

太陽光発電設備の設置を予定している
事業者の皆様へ

(和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づく手続)



令和7年6月
和歌山県環境管理課

■条例に関する問い合わせ先（県庁）

内容	相談窓口	電話番号
条例全般に関すること	(県庁) 環境管理課 企画指導班	073-441-2688
環境影響調査に関すること		
土地の造成に関すること (森林法関係)	各振興局農林水産振興部林務課	—
土地の造成に関すること (宅地造成及び特定盛土等規制法関係)	○和歌山市以外の場合 各振興局建設部総務調整課 (東牟婁振興局串本建設部の場合 総務用地課) ○和歌山市の場合 和歌山市都市計画課	— 073-435-1228
設備(架台等)に関すること	○和歌山市・海南市・紀美野町の場合 (県庁)建築住宅課建築審査班 ○上記市町以外の場合 各振興局建設部総務調整課 (西牟婁振興局建設部の場合 建築課、 東牟婁振興局串本建設部の場合 総務用地課)	073-441-3185 —
景観に関すること (景観法関係)	(県庁)都市政策課 景観公園班	073-441-3228

○景観（景観計画）に関する留意事項

以下の市町については独自に景観計画を定めているので、問い合わせについてそれぞれの自治体担当課までお問い合わせください。

和歌山市景観計画に関すること	和歌山市 まちなみ景観課	和歌山市七番丁 23	073-435-1082
田辺市景観計画に関すること	田辺市 都市計画課	田辺市新屋敷町 1	0739-26-9937
高野町景観計画に関すること	高野町 建設課	伊都郡高野町大字高 野山 636	0736-56-2934
有田川町景観計画に関すること	有田川町 建設課	有田郡有田川町大字 下津野 2018-4	0737-52-2111

■電気設備、FIT制度及びFIP制度に関する問い合わせ先（国）

内容	相談窓口	所在地	電話番号
太陽光発電設備（電気設備）に関すること	経済産業省 中部近畿産業保安監督部 近畿支部電力安全課	大阪府大阪市中央区大手前1丁目5-4 4大阪合同庁舎1号館	06-6966-6047
固定価格買取制度及び供給促進交付金制度（FIT制度及びFIP制度）に関すること	近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	大阪府大阪市中央区大手前1丁目5-4 4大阪合同庁舎1号館	06-6966-6043

■申請書類（協議・認定申請等）の提出先

事業区域の場所	書類の提出窓口	所在地	電話番号
和歌山市	県庁 環境管理課	和歌山市小松原通1-1	073-441-2688
海南市・紀美野町	海草振興局健康福祉部 衛生環境課	海南市大野中939	073-483-8825
岩出市・紀の川市	那賀振興局健康福祉部 衛生環境課	岩出市高塚209	0736-61-0022
橋本市・かつらぎ町・ 九度山町・高野町	伊都振興局健康福祉部 衛生環境課	橋本市高野口町名古曾 927	0736-42-5443
有田市・湯浅町・ 有田川町・広川町	有田振興局健康福祉部 衛生環境課	有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1293
御坊市・由良町・美浜町・ 日高町・日高川町・印南町	日高振興局健康福祉部 衛生環境課	御坊市湯川町財部859-2	0738-24-3617
田辺市・みなべ町・白浜町・ 上富田町・すさみ町	西牟婁振興局健康福祉部 衛生環境課	田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-22-4115
新宮市・那智勝浦町・太地 町・北山村	東牟婁振興局健康福祉部 衛生環境課	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	0735-21-9631
串本町・古座川町	東牟婁振興局健康福祉部 串本支所保健環境課	東牟婁郡串本町西向193	0735-72-0525

目次

1 太陽光発電事業計画の認定制度について	1
(1) 制度の目的（条例第1条）	1
(2) 対象となる太陽光発電事業（条例第2条）	1
(3) 太陽光発電事業計画の作成等	2
(4) 欠格要件（条例第11条第2項各号）	2
(5) 手續の主な流れ	3
2 自治体との協議（条例第4条 太陽光発電事業計画の案の協議）	4
(1) 協議の目的	4
(2) 協議の流れ（事業区域が和歌山市の場合は、環境管理課に協議申出書を提出）	4
(3) 協議申出書の提出	5
(4) 協議申出書及び添付書面の作成	6
(5) 協議事項への対応（協議の実施）	7
(6) 協議事項対応報告書の提出	7
(7) 協議の手續の終了	7
3 関係自治会等への説明（条例第5条 太陽光発電事業計画の案の説明）	8
(1) 説明の目的	8
(2) 説明の実施時期	8
(3) 関係自治会	8
4 事業計画の作成と公表（条例第6条 太陽光発電事業計画の公表）	9
(1) 事業計画の作成と公表の目的	9
(2) 事業計画の作成	9
(3) 公表の方法及び場所	11
(4) 公表の期間	11
(5) 公表の通知	11
5 認定申請（条例第7条 太陽光発電事業計画の認定の申請）	12
(1) 認定申請の流れ（事業区域が和歌山市の場合は、環境管理課に認定申請を提出）	12
(2) 認定申請書の提出	12
(3) 認定申請書の作成	13
(4) 添付書類	13
(5) 認定手数料	13
6 申請書の縦覧・市町村長からの意見聴取・意見書の提出（条例第8条～第10条）	13
(1) 申請書の縦覧【県が実施】	13
(2) 意見書の提出【関係自治会や関係住民が県に提出】	13
(3) 市町村長からの意見聴取【県が実施】	14
(4) 意見に対する見解書の作成【事業者が作成し、県に提出】	14
7 認定・不認定の決定（条例第11条第1項）	14
(1) 認定の判断	14
(2) 認定する際に付ける条件	14
(3) 認定の公表	14
8 認定基準（条例第11条第1項）	15

(1) 開発行為に関する基準.....	15
(2) 太陽光発電設備に関する基準.....	16
(3) 環境に関する基準.....	16
(4) 景観に関する基準.....	20
(5) 関係法令の遵守に関する基準.....	20
(6) 計画の適合に関する基準.....	21
9 工事関係（条例第 12 条）.....	22
(1) 工事着手届.....	22
(2) 工事の完了届.....	22
(3) 工事着手届、工事完了届の提出先.....	22
10 維持管理関係（条例第 15 条 維持管理の方法）.....	22
11 事業の廃止（条例第 16 条 廃止の方法）.....	22
(1) 実施計画の作成と届出.....	22
(2) 事業廃止届.....	23
(3) 実施計画、事業廃止完了届の提出先.....	23
12 太陽光発電事業計画等の変更（第 18 条 太陽光事業計画の変更等）.....	23
(1) 変更認定申請.....	23
(2) 軽微変更届出.....	23
(3) 代表者等の変更・地位の承継等.....	24
(4) 変更認定申請書、軽微変更届出書、氏名等変更届出書及び承継届出書の提出先.....	24
13 報告徴収及び立入検査（条例第 21 条）.....	24
14 認定を受けた事業者への改善命令・認定の取消し（条例第 22 条、第 23 条）.....	24
(1) 改善命令の対象.....	24
(2) 認定取消しの対象.....	24
15 認定が取り消された場合の対応（条例第 24 条 認定の取り消しに伴う措置）.....	25
16 認定を受けずに太陽光発電事業を行った場合（条例第 25 条 助言及び命令）.....	25
◆和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例.....	26
◆和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則.....	36
◆様式集.....	43
別記第 1 号様式 太陽光発電事業計画.....	43
別記第 2 号様式 太陽光発電事業計画の案の作成に係る事前協議申出書.....	49
別記第 3 号様式 太陽光発電事業計画の公表に関する通知書.....	50
別記第 4 号様式 太陽光発電事業計画認定申請書.....	51
別記第 5 号様式 誓約書.....	54
別記第 6 号様式 環境影響調査書.....	55
別記第 7 号様式 意見書.....	56
別記第 8 号様式 工事着手届出書（造成）.....	57
別記第 9 号様式 工事着手届出書（設置）.....	58
別記第 10 号様式 造成（設置）工事完了届出書.....	59
別記第 11 号様式 太陽光発電事業の廃止に関する実施計画届出書.....	60
別記第 12 号様式 太陽光発電事業廃止完了届出書.....	61
別記第 13 号様式 太陽光発電事業計画変更認定申請書.....	62
別記第 14 号様式 認定太陽光発電事業計画の軽微な変更の届出書.....	64
別記第 15 号様式 氏名等変更届出書.....	65

別記第16号様式 承継届出書	67
協議様式第1号 太陽光発電事業計画の概要	68
協議様式第2号 協議事項通知書	69
協議様式第3号 協議事項対応報告書	71
協議様式第4号 協議手続終了通知書	73
協議様式第5号 再協議事項通知書	74
協議様式第6号 協議申出書取下げ書	76

この手引きで用いる用語について

- ✓ 条例 : 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例
- ✓ 規則 : 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則
- ✓ 太陽光発電設備 : 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備
(太陽電池(太陽光パネル)、パワーコンディショナー等)
- ✓ 太陽光発電事業 : 太陽光発電設備の全部又は一部を土地又は造成した土地に設置し、電気を得る事業
- ✓ 事業者 : 太陽発電事業を実施する事業者
- ✓ 事業区域 : 太陽光発電事業の用に供する土地の区域
- ✓ 事業計画 : 太陽光発電事業計画
- ✓ 認定基準 : 条例第11条第1項各号に定める認定基準
- ✓ 廃止実施計画 : 条例第16条第3項に規定する太陽光発電事業の廃止に関する計画
- ✓ 再エネ特措法 : 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

1 太陽光発電事業計画の認定制度について

(1) 制度の目的（条例第1条）

太陽光発電は、発電時に温室効果ガスを排出せず、豊富な日照時間など本県の持つ自然資源を活かせることなどから、本県ではその普及を促進しています。

一方、近年、山林や傾斜地を開発する太陽光発電の計画が増加しており、防災上の問題、環境面や景観面での悪影響について県民の不安が拡大している状況にあります。

太陽光発電については、規模や設置場所によって、環境影響評価法・環境影響評価条例や森林法等の適用を受けない場合があります。また、事前に地域住民等に説明が行われないまま、事業が実施され、地域でトラブルが生じている事例もあります。

そのため、太陽光発電事業について県民の理解と本県の環境との調和を確保し、本県の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図ることを目的とした、太陽光発電事業計画の認定制度を創設しました。

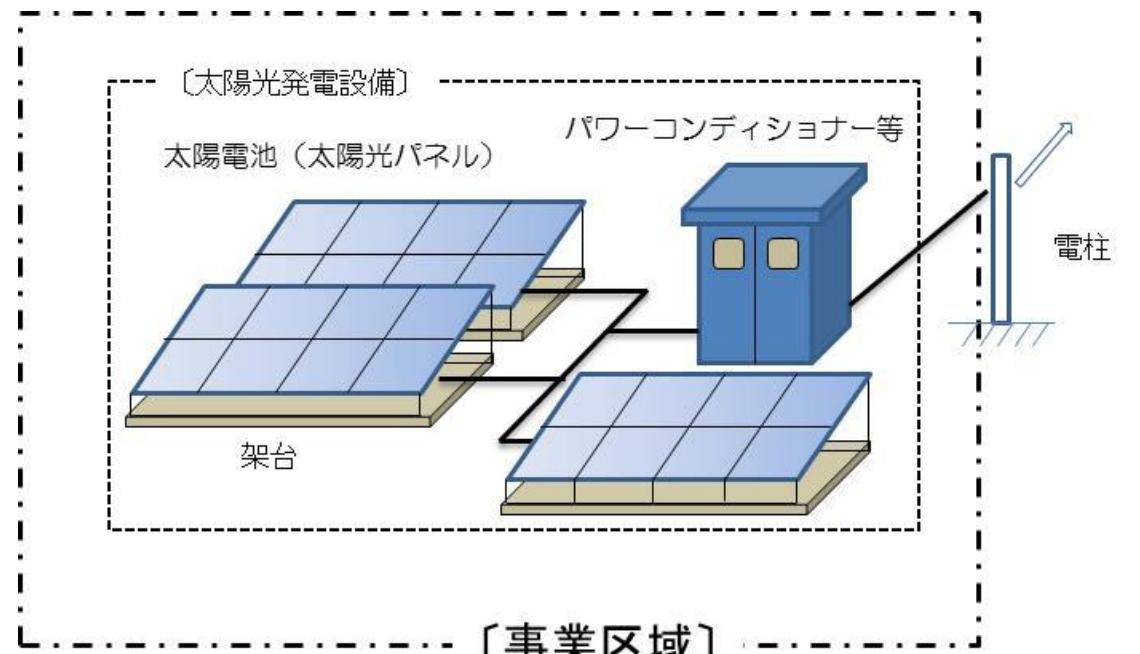
(2) 対象となる太陽光発電事業（条例第2条）

合計出力^(※1)が50kW以上で、平成30年6月22日（条例施行日）以後に、工事に着手する^(※2)太陽光発電事業が対象です。

ただし、太陽光パネルを全て屋根に設置する事業は除きます。

※1 「合計出力」の考え方

- 合計出力については太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方とします。



- パワーコンディショナーを複数台設置している場合の出力については、各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値とします。例えば、以下の場合、合計出力は60kWとなります。

	系列1	系列2	系列3
太陽光パネルの合計出力	20kW	15kW	45kW
パワーコンディショナーの出力	25kW	10kW	30kW

※2 「工事の着手」の考え方

- 工事の着手とは、現場における工事の着手を指すもので、その範囲には、樹木の伐採や造成工事を含み、現地調査、測量、資材・車両の搬入、パネルの製作等の準備工は含まないものとします。

【注意】測量等のための伐採等について

手続に必要な書類を作成するために行う準備工（現地調査や測量等）について、工事の着手と認められるような行為とならないよう伐採等は「最低限」の内容に留めてください（認定前の本工事実施は本条例違反です）。また、そのような準備工を行う際は、地元への事前周知・説明を行うなど、地域との信頼関係の構築に努めてください。

(3) 太陽光発電事業計画の作成等

対象となる太陽光発電事業を実施しようとするときは、太陽光発電事業計画（太陽光発電設備の設置、維持管理及び廃止を適切に行うための計画）を作成し知事の認定を受けなければなりません。この太陽光発電事業計画に関し、実施しなければならない事項は次に示すとおりです。

① 【認定申請前の手続】(P4～P11)

適切なコミュニケーション（条例第4条、5条）

事業計画の作成に際しては、その初期段階から自治体との協議や地元説明を通じて自治体や地域住民の意見を聴き、適切なコミュニケーションを図ることを義務づけています。

② 【認定申請手続】(P12～P21)

太陽光発電事業計画の公表と知事の認定（条例第6条、11条）

適切なコミュニケーションを経て策定した事業計画について、公表を義務づけています。

また、知事の認定を受けるためには、太陽光発電事業計画の内容が認定基準に適合している必要があります。

③ 【認定後の手続】(P22～P25)

太陽光発電事業計画に基づく事業実施（条例第12条、15条、16条、18条、19条、22条、23条）

太陽光発電事業（土地の造成、設備の設置、事業区域や設備の維持管理、事業の廃止）を実施する際には、事業計画に従い適切に実施することを義務づけています。

また、事業計画の内容に反した事業を行った場合、命令や認定取消しの対象となります。

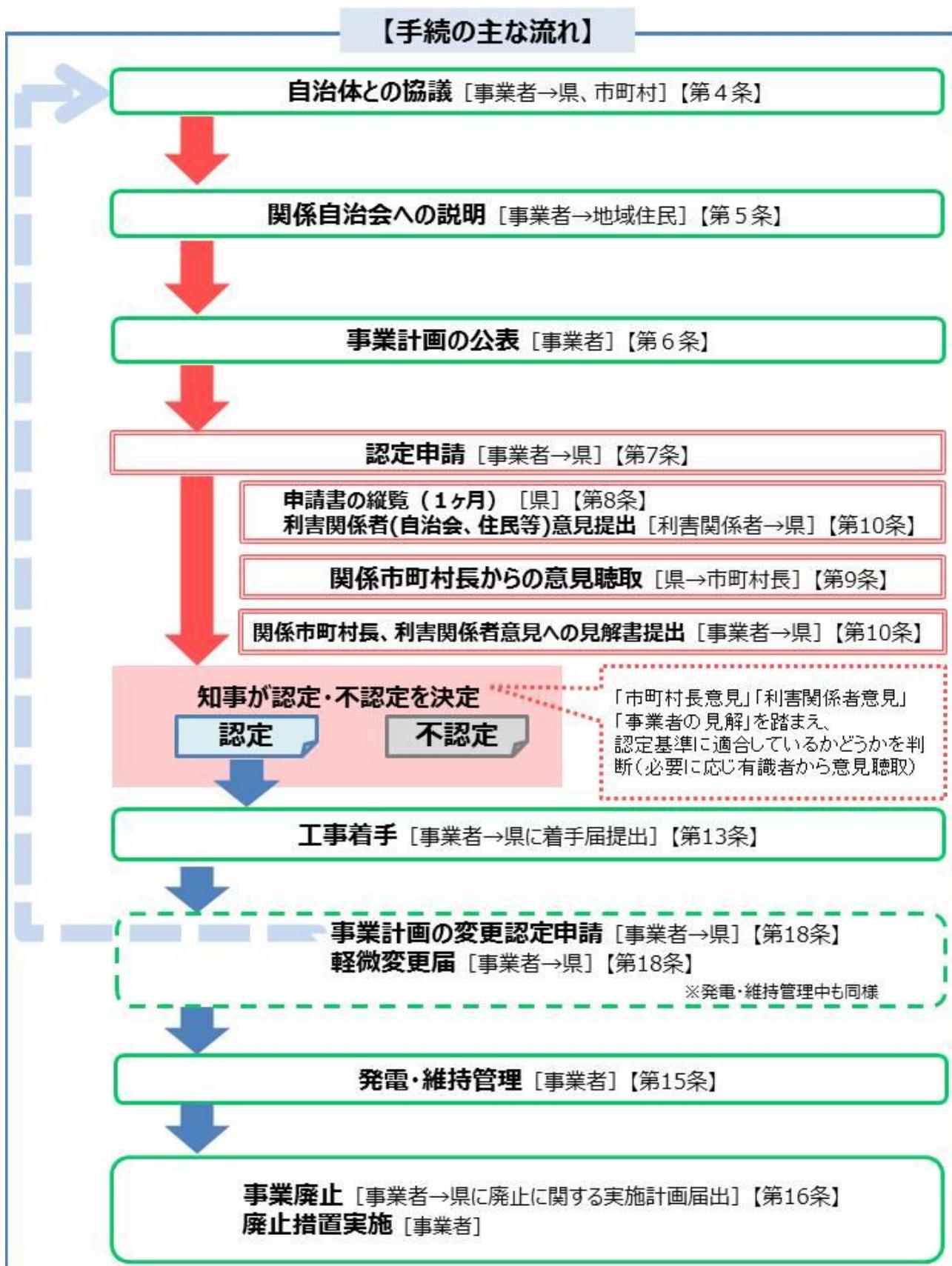
なお、事業計画の内容を変更しようとするときは、変更の認定（内容が軽微な場合は軽微変更届を提出）を受けなければなりません。

(4) 欠格要件（条例第11条第2項各号）

以下のいずれかに該当する場合、認定を受けることができません。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 心身の故障により太陽光発電事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの
(規則第10条：精神の機能の障害により太陽光発電事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)
- ③ 拘禁刑（令和7年5月31日以前は「禁錮」）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることとなった日から起算して2年を経過しない者
- ④ 太陽光発電事業の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑤ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑥ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が①～⑤のいずれかに該当する者
- ⑦ 認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ⑧ 法人でその役員のうちに①から⑤まで又は⑦のいずれかに該当する者のある者
- ⑨ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(5) 手続の主な流れ



2 自治体との協議（条例第4条 太陽光発電事業計画の案の協議）

（1）協議の目的

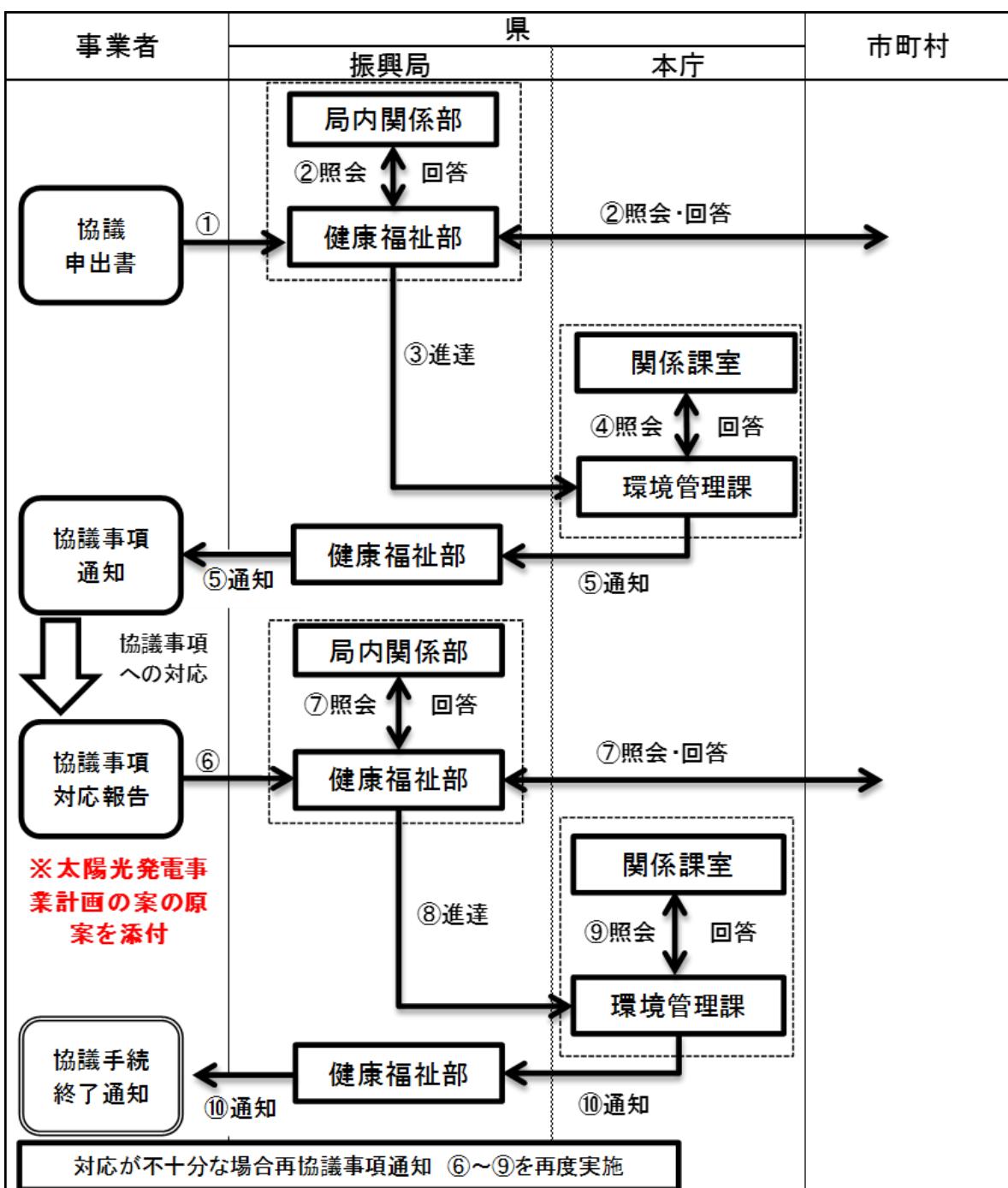
① 関係法令の確認

太陽光発電事業には設備の規模や設置場所によって様々な法律、条例（以下「関係法令」といいます。）が関係します。協議を実施する中で、関係法令及びそれに基づく手続を明らかにします。

② 事業計画作成のための検討事項や配慮事項の確認

事業計画を作成するに当たり、防災面、安全面、環境面、景観面等で検討すべき事項や配慮すべき事項等について明らかにします。

（2）協議の流れ（事業区域が和歌山市の場合は、環境管理課に事前協議申出書を提出）



【協議事務手続の主な流れ】

① 事前協議申出書の提出（事業者→振興局健康福祉部）

別記第2号様式（県知事あてと関係市町村長あてをそれぞれ作成）により事前協議申出書を作成し、添付書類を添えて振興局健康福祉部（和歌山市内で事業を行う場合は環境管理課）に提出します。

② 関係市町村等への照会（振興局健康福祉部→市町村、関係機関（振興局関係部を含む））

振興局健康福祉部は、事前協議申出書を受理したときは、関係市町村及び振興局内の関係する部（以下「関係市町村等」という。）に対し、協議に係る太陽光発電事業の実施に係る環境保全上及び災害発生の防止上の意見、所管する関係法令に係る規制及び手続等について照会を行います。

③ 事前協議申出書等の進達（振興局健康福祉部→県庁環境管理課）

振興局健康福祉部は、事前協議申出書を環境管理課あて進達します。また、②の関係市町村等への照会の回答を取りまとめ、環境管理課あて進達します。

④ 県庁内関係課室への照会（県庁環境管理課→県庁内関係課室）

環境管理課は、県庁内関係課室に対し、協議に係る太陽光発電事業の実施に係る環境保全上、災害発生の防止上の意見及び所管する法令、条例等に係る規制及び手続並びに各種計画との関連等について協議事項の照会を行います。

⑤ 協議事項の通知（県庁環境管理課→振興局健康福祉部→事業者）

環境管理課は、④の照会に対する回答及び③で進達された回答結果を取りまとめ、協議様式第2号（協議事項通知書）により振興局健康福祉部を通じ事業者へ協議事項を通知します。

⑥ 協議事項への対応、指導事項対応報告書の提出（事業者→振興局健康福祉部）

事業者は、協議事項通知書に記載された協議事項を確認し、必要な関係部署と実際に協議を行い、その対応内容を協議様式第3号（協議事項対応報告書）に取りまとめ、協議事項を反映した太陽光発電事業計画の案の原案を添付して、振興局健康福祉部に提出します。

⑦ 協議事項対応報告書等に係る関係市町村等への照会（振興局健康福祉部→市町村、関係機関（振興局関係部を含む））

振興局健康福祉部は、協議事項対応報告書を受理したときは関係市町村等に対し、協議事項対応報告書の写しを送付し、協議の終了等について照会します。

⑧ 協議事項対応報告書等の進達（振興局健康福祉部→県庁環境管理課）

振興局健康福祉部は、協議事項対応報告書を環境管理課あて進達します。また、⑦の関係市町村等への照会の回答を取りまとめ、環境管理課あて進達します。

⑨ 協議事項対応報告書等に係る県庁内関係課室への照会（県庁環境管理課→県庁内関係課室）

環境管理課は、県庁内関係課室に対し、協議事項対応報告書の写しを送付し、協議の終了等について協議します。

⑩ 協議終了の通知（県庁環境管理課→振興局健康福祉部→事業者）

環境管理課は、協議の結果、事業者の協議事項への対応が終了していると認めるときは、協議様式第4号（協議手続終了通知書）により、振興局健康福祉部を通じ事業者へ通知します。

なお、環境管理課は、事業者の協議事項への対応が不十分であると認めるときは、再協議事項を協議様式第5号（再協議事項通知書）により取りまとめ、振興局健康福祉部を通じ事業者へ通知します。その場合、⑥～⑨の手続を再度実施します。

(3) 事前協議申出書の提出

①提出先

ア 事業区域が和歌山市以外の場合 → 所管振興局健康福祉部（表紙の裏参照）

イ 事業区域が和歌山市の場合 → 環境管理課

②提出部数

正本1部（知事あて）、知事あての副本6部、正本1部（市町村長あて）を提出してください。

※事業計画の内容が複数の市町村に関係する場合等は部数を追加する場合があります。また、事業区域の位置等により、部数が増減する場合があります。提出前に環境管理課にご確認ください。

※提出部数には事業者の控えは含みません。

（4）事前協議申出書及び添付書面の作成

次の書面を作成してください。

①	事前協議申出書（別記第2号様式）
②	太陽光発電事業計画の概要を説明した書面（協議様式第1号）
③	位置図
④	求積図
⑤	現況図
⑥	土地利用計画図
⑦	造成計画平面図（造成を行わない場合は不要）
⑧	造成計画断面図（標準的なもの）（造成を行わない場合は不要）
⑨	崖の断面図（代表的なもの）（造成を行わない場合は不要）
⑩	太陽電池（パネル）の支持物の構造強度に関する書面（構造の詳細を記載した図面、構造計算書、基礎及び地盤に関する説明書） ※やむを得ない事情により、基礎及び地盤に関する説明書が事前協議申出書提出の段階で揃わない場合は、その理由と協議事項対応報告書の提出までに適切な書類を準備する旨等を記載した書面を提出すればよいものとします。 ※2,000kW以上の案件については、上記各書面に代えて条例第11条第1項第6号に係る基準に適合する旨を誓約する書面を提出するものとします。
⑪	設置予定の太陽電池（パネル）の仕様が分かる書面（カタログ等） ※パネルの色が分かる資料とすること。また、低反射型であることを明示すること。
⑫	太陽光発電設備（フレーム・架台・付属施設等）の色彩が分かる書面 ※使用予定のルーム・架台・パワーコンディショナー・キュービ等の色が分かる資料として、カタログ、同等品の写真等を添付すること
⑬	完成予想図（パース図、フォトモンタージュ等）
⑭	事業区域及びその周辺の現況写真 ※写真撮影した位置、方向について現況図等を利用して説明すること。
⑮	実施しようとする太陽光発電事業の内容を勘案し、当該太陽光発電事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行う項目を示す書面 ※19ページの表1に、特に環境に配慮する項目として、環境アセスメントを実施することを予定している項目について○をして提出してください。
⑯	事業区域に係る土地の所有権その他の使用の権原について説明した書面（公図の写し、土地の登記事項証明書、その他書面を用いて説明すること。写し可）
⑰	法人登記簿謄本（事業者が法人の場合）又は住民票（事業者が個人の場合）（提出日から遡って3か月以内に取得したもの。写し可）
⑱	再エネ特措法に基づく認定通知書の写し等 ※同法認定申請中の場合は当該申請書の写し（出力が確認できる部分）を、同法の認定を受けない場合や認定申請前の場合は、想定される出力を説明できる資料を提出すること。
⑲	その他必要と認められる書面

※③～⑩、⑭で明示すべき事項等については、9～11ページを参照してください。

※⑩等の書面について膨大な量となる等の場合、一部の副本については省略することを認める場合があります。詳細は環境管理課にお問い合わせください。

○ 協議の際の留意事項

- ① 添付書類の内容は事業の内容、場所、規模等により異なります。事前協議申出書及び添付書類を作成する際には、手続の手戻りを防ぐため、必ず、環境管理課等と相談してください。
- ② 協議事項対応報告書の提出の際には、太陽光発電事業計画の案の原案を添付していただくことになります。従って、できるだけ早い段階で、担当課と協議していくことで、協議だけでなく、条例全般の手続に要する時間を短縮することができます。

(5) 協議事項への対応（協議の実施）

県及び市町村の協議事項を、協議事項通知書にて通知しますので、当該協議事項を確認の上、必要な関係部署と実際に協議してください。

(6) 協議事項対応報告書の提出

全ての協議事項についての対応内容を協議様式第3号（協議事項対応報告書）にとりまとめ、協議事項を反映した太陽光発電事業計画の案の原案を添付して、振興局健康福祉部（事業区域が和歌山市の場合、環境管理課）に提出してください。

太陽光発電事業計画の案の原案には、下記を備えてください。

- ①事前協議申出書からの変更の概要を説明した書面
- ②別記第1号様式（※協議様式第1号ではないので注意すること）
- ③（4）の事前協議申出書及び添付書面のうち、①②⑯⑰を除いた書面
- ④排水施設計画平面図（排水施設の位置、流水方向及び吐口の位置を明示）
- ⑤環境影響調査書（別記第6号様式及び別紙。16～19ページの環境に関する基準を参照）
- ⑥関係部署との協議にて提出することとなった書面その他必要と認められる書面

提出部数は、正本1部及び環境管理課が指定する数の副本を提出してください。

(7) 協議の手続の終了

協議事項対応報告書に対し、関係部署からの回答のいずれもが下記いずれかに該当する場合は、協議手続終了通知書を通知します。

- ・協議事項への対応内容に係る協議事項がないと認められるもの
- ・協議事項対応報告書の軽易な不備に関するもの、協議事項に係る補足事項に関するものその他協議手続終了通知書と併せて通知することで足りるもの
- ・行政手続法に基づく行政指導の一般原則から外れるもの
- ・上記のほか、協議手続を終了するに適当であると認められるもの

※再協議を要すると認められる場合は、再協議事項通知書を発出し、再度（5）以降の対応を行っていただく必要が生じますので、（5）において関係部署と十分に協議を行ってください。

【留意事項】

※協議手続終了通知書は、条例の認定基準に適合することを証するものではありません。

※条例第6条に規定する太陽光発電事業計画の作成にあっては、本協議で明らかになった事項について、本県及び関係市町村の担当部署等と十分な調整、対応等を行ってください。特に、条例第11条第1項各号の認定基準を満足するよう、図面、技術資料等審査に必要な資料一式を審査担当課へ提出し確認作業を行うなど、適切に調整、対応を行ってください。条例第7条に規定する認定の申請において、当該調整、対

応等が不十分であった場合、基準不適合として不認定となる場合があります。

※協議事項通知書（再協議事項通知書）の発出日から3年経過しても協議事項対応報告書が提出されない場合、又は協議手続終了通知書の発出日から3年経過しても認定申請がされない場合は、協議を取り下げたものとみなします。

※関係法令等及び関係法令等の改正への対応については自らの責任において行ってください。

※認定申請を行うまでに、当該協議に係る内容を著しく変更するときは、再度協議を行う必要が生じる場合がありますので振興局健康福祉部（事業区域が和歌山市である場合は環境管理課）へ協議してください。また、事業を中止する場合も振興局健康福祉部へ連絡してください。

3 関係自治会等への説明（条例第5条 太陽光発電事業計画の案の説明）

（1）説明の目的

太陽光発電事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、適切に土地の造成等を実施した場合においても、事前周知なしの開発行為の実施や地域住民とのコミュニケーション不足等により、地域住民との関係が悪化することがあります。そのため、事業計画作成の初期の段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮した事業計画を作成することを目的として関係自治会への説明を義務化しています。

（2）説明の実施時期

自治体との協議が終了し、事業計画の案ができる段階で実施してください。

※自治体との協議が終了する前（事業計画の案ができる前）の地元への自主的な説明や事前調整などを禁止するものではありません。むしろ住民意見を可能な限り反映するための機会を多く設けていただくことがより良い計画策定に繋がります。ただし、事業計画の案ができる段階の説明は必ず行っていただく必要があります。

（3）関係自治会

① 関係自治会の把握

協議の段階から市町村と協議し、説明会を開催すべき関係自治会の情報（連絡先等）について把握してください。

説明会の対象となるのは、事業区域の全部又は一部をその区域に含む自治会（地方自治法に規定する地縁による団体）、事業実施により自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上影響を及ぼすと知事が認める区域の全部又は一部をその区域に含む自治会となります。

② 説明会の場所

公民館などの住民の皆さんのが集まりやすい場所で実施する必要があります。場所の決定に際しては、市町村や自治会と十分相談してください。

③ 説明会の開催回数

自治会ごとに少なくとも1回以上行う必要があります。なお、複数の自治会に対する合同での説明会の開催については、②や④について適切に対応されているのであれば、差し支えありません。

④ 説明会の周知方法

説明会の開催に当たっては、十分、住民の皆さんに開催することを知りていただく必要があります。開催案内を示した印刷物の配布、自治会の回覧版、新聞広告への掲載など、地域の実情に応じて適切な方法で周知する必要があります。なお、住民が参加しやすいよう、周知開始から説明会までの間は、少なくとも一週間以上の期間を設けてください。特に自治会の回覧板により周知を図る場合は、回覧に要する日数等を考慮して期間を設ける必要がありますので、事前に自治会とよく相談してください。

⑤ 説明内容と留意事項

説明は、住民にわかりやすいよう工夫する必要があります。

また、太陽光発電事業計画の案又は概要を記載した書類を説明会に参加した住民に提供できるようにしておく必要があります。

⑥ 意見交換

説明会では、事業計画に住民意見を可能な限り反映するために、意見交換の時間を設けてください。

⑦ 説明会の状況をとりまとめた議事録の作成

説明会の状況を記載した議事録を作成してください。

説明会での説明内容、会場での住民の意見、その意見に対する回答等を取りまとめたものを認定申請の際に添付する必要があります。

4 事業計画の作成と公表（条例第6条 太陽光発電事業計画の公表）**（1）事業計画の作成と公表の目的**

事業者は、事業計画の案の説明での住民意見を十分踏まえ、事業計画を作成しなければなりません。

また、事業計画を作成したときは、遅滞なく「3 関係自治会等への説明」と同様、地域住民と適切なコミュニケーションを図るために、事業者自らが事業計画を公表しなければなりません。（ただし、個人情報の取り扱いには注意してください。）。

なお、事業者が事業計画の認定申請を行った後、県において事業計画を含む認定申請書の総覧（13ページ6（1）参照）を行い、関係住民等から事業計画を含む認定申請書に対する環境保全及び災害発生防止上の見地からの意見を提出できる機会を設けます。

（2）事業計画の作成

事業計画については、別記第1号様式により作成してください。

添付書類は次に示すとおりです。（規則第3条第3項）

なお、それぞれの添付書類の内容は事業の内容、場所、規模等により異なりますので、表紙裏の「条例に関する問い合わせ先」までお問い合わせください。

	添付書面	主たる明示すべき事項など
①	位置図	(1) 方位及び縮尺 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (4) 関係法令に基づく規制区域等
②	求積図	(1) 方位及び縮尺 (2) 事業区域の面積 (3) 事業区域内の森林区域、残置森林区域等の面積 (4) 事業区域内の切土又は盛土（以下、切土等という。）をする土地の面積 (5) 上記面積の求積に必要な寸法及び算式
③	現況図	(1) 方位及び縮尺 (2) 事業区域の境界 (3) 事業区域及びその周辺の地形及び土地利用の状況 (4) 事業区域内に現存する森林等の位置及びその主要な樹種 (5) 現況写真との照合符号及び撮影方向
④	土地利用計画図	(1) 方位及び縮尺 (2) 事業区域の境界 (3) 太陽光発電設備、主要な施設及び工作物並びに残置森林等の位置、形状及び寸法等

⑤	事業区域内の土地の造成をする場合は、当該造成に係る計画平面図及び計画断面図	<p>【計画平面図】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 方位及び縮尺 (2) 事業区域の境界 (3) 切土等を行う土地の位置及び形状 (4) 切土等を行った後の地盤面の計画高 (5) 法面の保護の方法 (6) 縦横断線の位置 <p>【計画断面図（縦横断）】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業区域の境界 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 法面の保護の方法
⑥	排水施設計画平面図	<ol style="list-style-type: none"> (1) 排水区域の区域界 (2) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配（計画高）、流水方向、吐口の位置及び放流先の名称 (3) 計画地盤の流水方向 <p>※新たな排水施設を設けない場合は、事業区域内における雨水等の流出方向及び雨水等が排出される既設の水路等の位置を示した平面図を添付すること</p>
⑦	擁壁、排水施設その他の災害の発生を防止するために必要な施設及び工作物の構造図その他の法令に定める技術基準に適合することを確認できる書面	<ol style="list-style-type: none"> (1) 形状（断面等） (2) 寸法及び勾配 (3) 使用材料の種別、位置及び寸法 (4) 施設及び工作物を設置する前後の地盤面 (5) 基礎地盤の土質 (6) その他技術基準の適合を示す事項 <p>※構造計算書、流量計算書等を別途添付すること</p>
⑧	事業区域内に崖がある場合は、当該崖の断面図及び安定計算書（土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算を記載したもの）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 崖の高さ、勾配及び土質 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖面の保護の方法 <p>※必要に応じ安定計算書を別途添付すること</p>
⑨	事業区域及びその周辺の現況写真	事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真
⑩	太陽光発電パネルの支持物の構造強度に関する書面	<p>【2,000kW 以上の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例第 11 条第 1 項第 6 号に係る基準に適合する旨を誓約する書面（経済産業省所管の電気事業法の基準を遵守し、同法による工事計画届を適切に提出する旨の誓約書） <p>【2,000kW 未満の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 構造の詳細を記載した図面 <ul style="list-style-type: none"> ・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法 (2) 構造計算書 <ul style="list-style-type: none"> ・固定荷重、積雪荷重、風圧荷重及び地震荷重に対する検討 (3) 基礎及び地盤に関する説明書 <ul style="list-style-type: none"> ・支持地盤の種別及び位置 ・基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置 ・基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠

(11)	景観に関する添付書面	<p>【条例第 11 条第 1 項第 11 号に規定する場合(景観法に基づく届出を要する場合)】 (1)景観法第 16 条に基づき届出を行った上で、景観計画に定められた行為の制限に適合していることを証する書面(適合通知書、着手制限解除通知等)の写し</p> <p>【条例第 11 条第 1 項第 12 号に規定する場合(景観法に基づく届出を要しない場合)】 (1)太陽光発電設備の彩色をした 2 面以上の立面図 (2)太陽光発電設備の仕様が分かる資料(カタログ類) (3)完成予想図(パース図、フォトモンタージュ等)</p>
(12)	その他知事が必要と認める書面	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電事業計画の案の原案(協議事項対応報告書に添付)からの変更の概要を説明した書面 森林法や農地法等関係法令の申請書、許可証等 事業区域に係る土地の所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められることを説明した書面(公図の写し、土地の登記事項証明書、その他書面を用いて説明すること。写し可) 審査に際し必要な資料等

※縮尺は、事業区域の面積等に応じて適切に設定すること。

※上記書面以外でも、審査に必要と認める書面を求める場合がある。

※適用される基準等によって上記書面が不要な場合等がある。

(3) 公表の方法及び場所

作成した事業計画(13 ページ(4)①~⑦)は、公衆の縦覧に供する方法によってその書類一式を公表する必要があります。公表する場所の選定にあたっては、市町村や自治会と十分協議するとともに、自治体との協議や説明会での意見等にも配慮してください。(なるべく関係住民が見やすい場所としてください。)

また、インターネットを用いて、事業計画の概要や事業者自らが公表する縦覧の場所等を公表する必要があります。なお、インターネットでの事業計画の概要の公表に際しては、少なくとも太陽光発電事業計画(別記第 1 号様式)、事業区域の位置が分かる資料(位置図など)、事業区域内のパネル等の配置が分かる資料(土地利用計画図など)及び造成を行う場合は造成の概要が分かる資料(造成の計画平面図など)について公表してください。

(4) 公表の期間

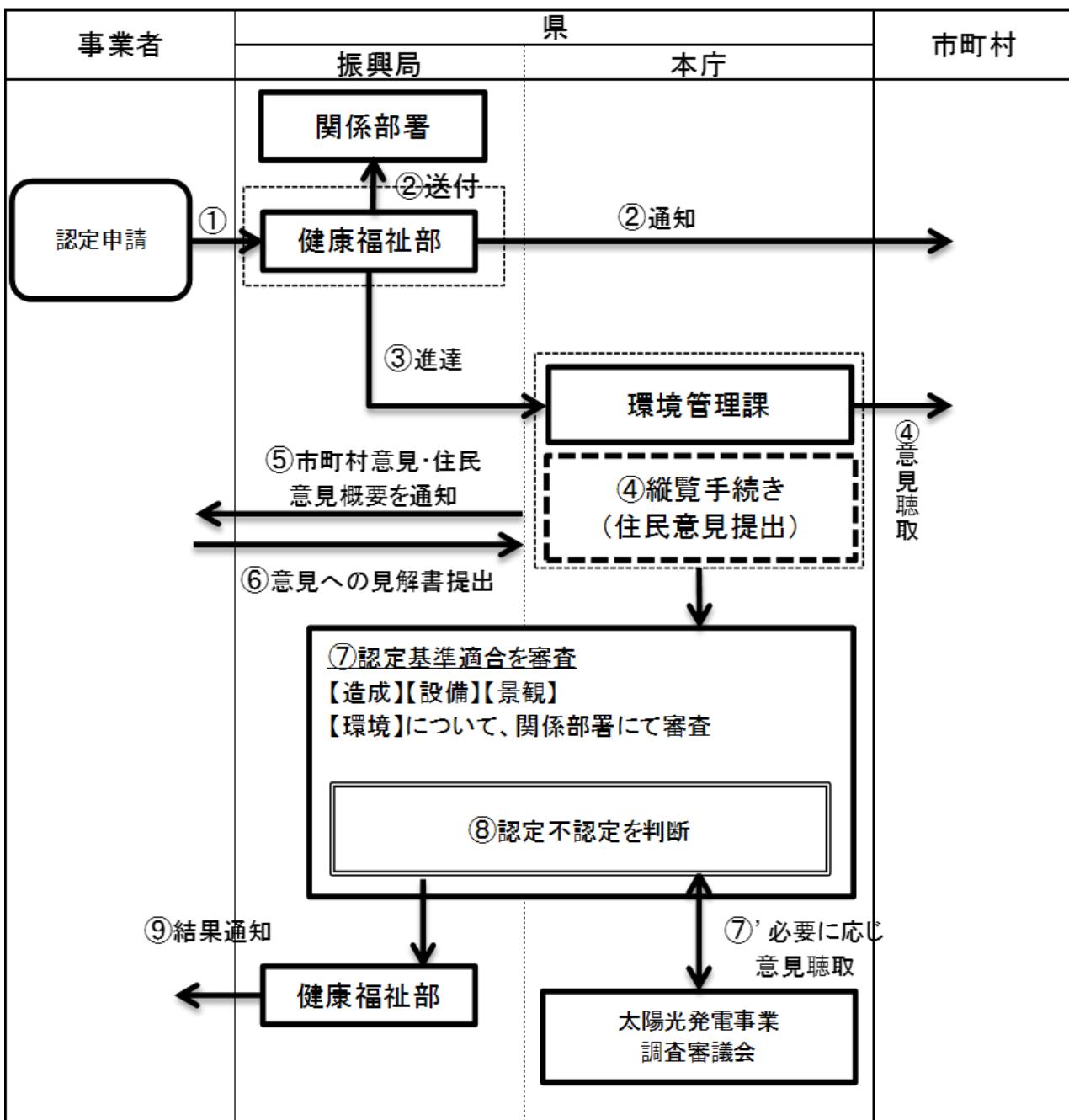
事業計画を作成した日から、県が実施する認定申請書の縦覧期間の終了日までとします。

(5) 公表の通知

公表を行ったときは、直ちに、その旨(日時、場所等)を別記第 3 号様式により県、市町村、説明会を行った自治会に通知する必要があります。

5 認定申請（条例第7条 太陽光発電事業計画の認定の申請）

(1) 認定申請の流れ（事業区域が和歌山市の場合は、環境管理課に認定申請を提出）



(2) 認定申請書の提出

① 提出先

- ア 事業区域が和歌山市以外の場合 → 所管振興局健康福祉部（表紙裏参照）
 イ 事業区域が和歌山市の場合 → 環境管理課

② 提出部数

正本1部及び環境管理課が指定する数の副本を提出してください。

※事業計画の内容、適用される基準、関係市町村の数等により部数がきまりますので、提出前に環境管理課にご確認ください。

※提出部数には事業者の控えは含まれません。

(3) 認定申請書の作成

認定申請書は別記第4号様式により作成してください。

(4) 添付書類

	添付書類名称	説明・備考
①	事業計画及び添付書面	<ul style="list-style-type: none"> 別記第1号様式 9~11ページの添付書面
②	説明会を実施したことを証する書面	<p>申請書(別記第4号様式)の第2面に記載(別に資料を作成し添付することも可)するとともに、説明会の周知方法(周知チラシ)、説明会で使用した資料、議事録等を添付してください。</p> <p>※議事録等について、発言者の氏名等の個人情報は伏せた状態で添付してください。</p>
③	自治体との協議の結果の内容を記載した書面	<ul style="list-style-type: none"> 協議事項対応報告書(協議様式第3号)及び別紙 協議手続終了通知書(協議様式第4号) ※写し添付
④	申請者が法人である場合は定款又は寄付行為及び登記事項証明書(申請人が個人である場合は住民票)	原則として申請日から3か月以内に取得したものとしますが、事前協議申出書に添付されていたものから変更が無い場合は、その旨を付記したものであれば認めることとします。
⑤	欠格要件(条例第11条第2項各号)のいずれにも該当しない旨を誓約する書面	別記第5号様式を提出すること。
⑥	環境影響評価に関する図書	別記第6号様式及び別紙 ※16~19ページの環境に関する基準を参照
⑦	その他知事が必要と認める書面	必要に応じ添付すること。

(5) 認定手数料

認定申請には、認定手数料の納付が必要です。和歌山県収入証紙により納付してください。

種類	手数料の額
太陽光発電事業計画の認定申請	47,000円

6 申請書の縦覧・市町村長からの意見聴取・意見書の提出(条例第8条~第10条)

(1) 申請書の縦覧【県が実施】

県は、提出された申請書(事業計画を含む提出書類一式)を、原則として、事業区域を所管する振興局(申請書を提出した振興局)及び環境管理課に設置し、1か月間縦覧(誰もが自由に見ることができる手続)を実施します。

なお、縦覧を開始したことを周知するため、県ホームページにおいてその旨を公告します。

※事業者が自ら行う公表場所でも引き続き誰でも閲覧できる状況を維持する必要があります。

※申請書提出後、書類の補正等を行った場合は、事業者自らが公表している書類についても同様に補正しておく必要があります。

(2) 意見書の提出【関係自治会や関係住民が県に提出】

関係自治会や関係住民(利害関係を有する者)は、縦覧に係る申請書の内容について、環境保全上及び災害の発生防止上の見地から意見書を知事に提出することができます。(意見書の〆切は、縦覧期間満

了日)

なお、意見書には、意見提出者の氏名、住所、利害関係の内容等必要事項を記載する必要があります。

(意見書については別記第7号様式により作成)

(3) 市町村長からの意見聴取【県が実施】

県は、認定申請に関する縦覧についての公告を行ったときは、その旨を関係市町村長に通知するとともに、縦覧期間内に申請の内容に対する環境の保全上及び災害の防止上の意見を聴きます。

(4) 意見に対する見解書の作成【事業者が作成し、県に提出】

県は、縦覧期間が終了した後、関係市町村長、関係自治会及び関係住民からの意見の概要を事業者に通知します。

事業者は、これらの意見に対する見解書を作成し、知事に提出する必要があります。(提出先は、環境管理課)

7 認定・不認定の決定 (条例第11条第1項)

(1) 認定の判断

県は、市町村長や関係住民の意見及びその意見に対する事業者の見解を踏まえ、事業計画の内容が「認定基準」に適合しているかどうか審査し、認定・不認定を判断します。なお、申請者等が次格要件に該当する場合は、申請の内容が認定基準に適合していても認定しません。

※認定基準の審査の際には、必要に応じて有識者からなる和歌山県太陽光発電事業調査審議会に意見を求めることがあります。

(2) 認定する際に付ける条件

県は、認定基準に適合することとして事業計画を認定する際に、環境の保全上及び災害の発生の防止上必要な条件を付すことがあります。

(3) 認定の公表

県は、申請のあった事業計画を認定したときは、次の事項について県ホームページで公表します。

- ① 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事業計画に定める太陽光発電事業の内容及び実施時期
- ③ 事業計画に定める事業区域の位置
- ④ 事業計画に定める太陽光発電設備の合計出力

8 認定基準（条例第 11 条第 1 項）（問い合わせ先は表紙裏の担当部署まで）

（1）開発行為に関する基準

太陽光発電設備の設置のために行われる開発行為による土砂の流出防止等の防災面での措置に関する問題が懸念されていることから、開発行為に関する認定基準を設けています。

認定基準は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）・宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の許可が必要な場合はその許可を受けるかその見込みであること、開発を行う場所、内容及び規模によってそれぞれの許可が不要な場合であっても、事業区域内に森林を含む場合は森林法に準じた基準を、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 3 条に規定する土地の形質の変更を行う場合は同法に準じた基準を適用することとしています。

【認定基準①（事業対象区域に森林を含む場合）】

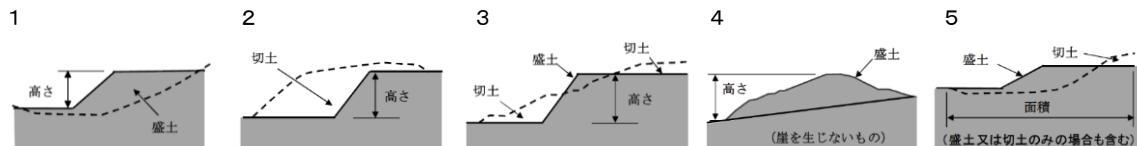
- ① 土地の造成の内容が、森林法第 10 条の 2 の林地開発許可を要する場合は、その許可を受けているか、許可の見込みがあること。（許可証の写し、あるいは、許可の見込みを示す書面があることで基準適合を判断します。）
- ② 土地の造成の内容が森林法第 10 条の 2 の林地開発許可を要しない場合は、森林法の許可基準（災害発生の防止等）を満たしていること。

【認定基準②】

- ① 土地の造成の内容が、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を要する場合は、その許可を受けているかまたは許可の見込みがあること。（許可証の写し、あるいは、許可の見込みを示す書面があることで基準適合を判断します。）
- ② 土地の造成の内容が、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を要しないものの、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 3 条に規定する土地の形質の変更^(注)に該当する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法の技術的基準を満たしていること。

（注）宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 3 条に規定する土地の形質の変更

- 1 盛土で高さが 1m を超える “崖” を生じる場合
- 2 切土で高さが 2m を超える “崖” を生じる場合
- 3 盛土と切土を同時にを行い、高さが 2m を超える “崖” を生じる場合（1、2 を除く）
- 4 盛土で高さが 2m 超となるもの（1、3 を除く）※崖を生じないもの
- 5 盛土又は切土をする土地の面積が 500 m² を超える場合（1～4 を除く）



※ “崖” とは地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。

(2) 太陽光発電設備に関する基準

強風・地震等による太陽光パネルの飛散・破損等の被害とともに事業区域周辺への二次的な被害も懸念されることから、設備の安全性（構造強度）の確保に関する認定基準を設けています。

認定基準については、電気事業法に基づく技術基準（主に構造強度に関する部分）に準じ、主に風圧、架台等について適切な設計がなされていることとしています。

なお、電気事業法第39条第1項により、太陽光発電施設を設置する者は、技術基準に適合するように維持しなければならないと規定されており、本来、全ての太陽光発電設備は技術基準に適合する必要があります。しかしながら、2,000kW（2MW）未満の施設については工事計画の届出義務がないことから、本条例では、技術基準のうち構造強度に関する部分を適用することとしています。

【認定基準】

- ① 出力2,000kW（2MW）以上の太陽光発電設備については、電気事業法第48条第1項に基づく工事計画を中部近畿産業保安監督部近畿支部に届出を行い、技術基準を満たすと認められること。
- ② 出力2,000kW（2MW）未満の太陽光発電設備については、架台等の構造強度に関する部分について太陽光パネル等が飛散等しない設計がなされていること。

(3) 環境に関する基準

太陽光発電設備を設置するため、土地の造成や太陽光発電設備の設置及びその維持管理によって事業区域内及びその周辺区域の生活環境や自然環境に影響を及ぼす懸念があることから、環境に関する認定基準を設けています。

太陽光発電事業による環境影響は、事業の内容、周辺区域の状況によって異なり、一律の基準での対策は困難です。

認定基準は、事業実施に伴い影響を受ける環境の構成要素（大気、水質、動植物等）ごとに予測評価を行い、その過程で環境を保全する措置について検討し、その措置が事業による環境影響を十分低減しているかどうかを適切に評価していることとしています。

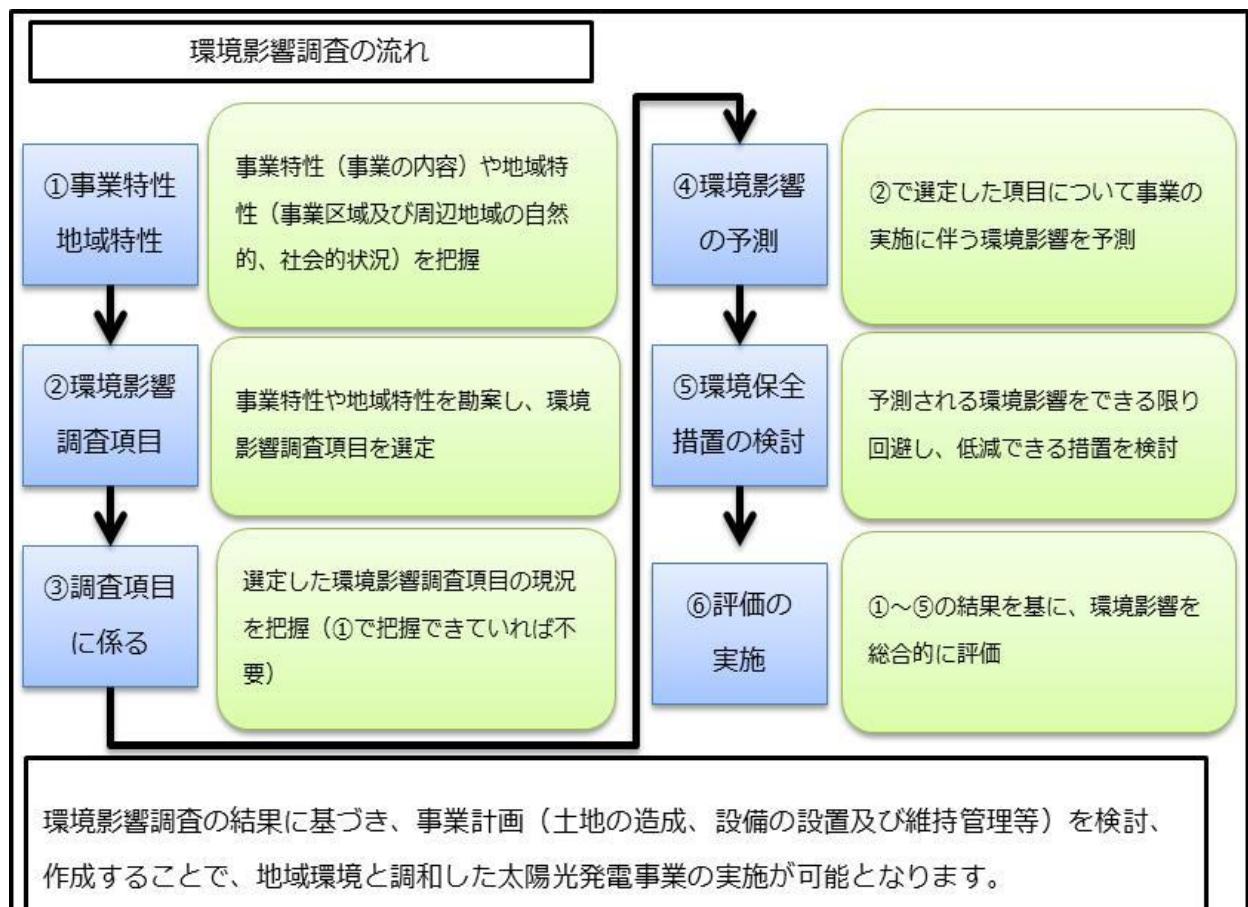
なお、環境影響評価法の対象事業である場合（第1種事業40MW以上、第2種事業30MW以上）は環境影響評価法の手続を実施していること、和歌山県環境影響評価条例の対象事業（環境影響評価法の対象事業でない場合で、土地の造成を伴い、且つその施行区域の面積が75ha以上）については、和歌山県環境影響評価条例の手続を実施していることを認定基準とし、これら以外の事業については、主に文献調査による環境影響調査^(注)を実施していることを認定基準としています。

【認定基準】

- ① 環境影響評価法の対象事業（第1種事業40MW以上、第2種事業30MW以上）については、同法に基づく環境影響評価手続を実施していること。
- ② 和歌山県環境影響評価条例の対象事業（環境影響評価法の対象事業でない場合で、土地の造成を行い、且つその施行区域の面積が75ha以上）については、同条例に基づく環境影響評価手続を実施していること。
- ③ ①、②以外の太陽光発電事業については、条例に基づく環境影響調査を実施していること。

(注) 環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象とならない
太陽光発電事業に係る環境影響調査について

- 環境影響調査とは、事業実施に伴い影響を受ける環境の構成要素（大気、水質、動植物等）ごとに予測評価を行い、その過程で環境を保全する措置について検討し、その措置が事業による環境影響を十分低減しているかどうかを適切に評価する調査手続のことです。
- 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業又は施行区域の面積が75ha未満の太陽光発電事業計画の認定申請に当たっては、太陽光発電事業の実施による環境に及ぼす影響を総合的に評価した結果を記載した環境影響調査書（別記第6号様式）を、申請書に添付しなければなりません。
- この環境影響調査については、和歌山県環境影響評価条例第4条に基づく和歌山県環境影響評価技術指針（平成12年和歌山県告示第660号）（以下、「技術指針」という。）に定められている方法に準じて実施する必要があります。
- また、その評価については、既存資料の整理及び解析の方法に基づき行うこととしています。
(既存資料では評価出来ない場合は現地調査を実施する必要があります。)



① 事業特性及び地域特性の把握（技術指針第5条）

- (1) 事業特性（太陽光発電事業の内容（事業計画記載の内容））
 - ア 事業区域の位置
 - イ 事業の規模
 - ウ 土地の造成の内容 等
- (2) 地域特性（事業区域及びその周辺地域の自然的状況、社会的状況）

◆自然的状況

- ア 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況（環境基準の達成状況を含む。）
- イ 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況（環境基準の達成状態を含む。）
- ウ 土壤及び地盤の状況（環境基準の達成状況を含む。）
- エ 地形及び地質の状況
- オ 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- カ 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

◆社会的状況

- ア 人口及び産業の状況
- イ 土地利用の状況
- ウ 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- エ 交通の状況
- オ 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の設置状況及び住宅の設置の概況
- カ 下水道等の整備の状況
- キ 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく土地利用規制の状況
- ク 環境の保全を目的として、法令等により指定地域及び指定に係る規制の内容
- ケ 文化財（埋蔵文化財包蔵地を含む。）の状況
- コ その他必要と認める事項

② 環境影響調査項目の選定（技術指針第6条）

環境影響調査の項目とは、太陽光発電事業の実施に伴う環境に影響を与える要因（造成工事や設備の稼働等、以下「環境要因」という。）により影響を受ける大気環境、水環境や動植物などの環境を構成する要素（以下、「環境要素」という。）に係る項目です。選定にあたっては、事業特性と地域特性を勘案して行う必要があります。（表1に、太陽光発電事業の実施に伴う環境要因と環境要素の関係を示しています。）

事業特性と地域特性からみて、影響が想定されない項目については、具体的な調査を実施する必要はありません。この場合、必要が無いと判断した理由を記載しなければなりません。

③ 手法の簡略化及び重点化等（技術指針第8条）

調査手法の設定にあたっては、選定項目に関する環境影響の程度が極めて小さいことが明らかな場合などにおいては、手法を簡略化し実施することができます。

④ 調査項目に係る現況調査（技術指針第9条）

- (1) 調査すべき情報

選定項目に係る以下の情報

- ・環境要素の状況に関する情報
- ・気象、水象、土壤その他の自然的状況
- ・人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

(2) 調査の基本的な手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

⑤ 環境影響の予測（技術指針第10条）

環境影響の予測は、環境影響調査項目の変化の程度及びその範囲を把握するため行うものです。実施を予定している太陽光発電事業の内容を前提として、調査実施時点で一般的に用いられている予測手法により行うこととします。定量的な予測が可能な項目については計算により、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推により行うこととします。事業特性や地域特性を勘案し、調査項目に係る影響の程度を考察する上で必要な水準が確保されるよう、予測方法を選定する必要があります。

⑥ 環境保全措置の検討（技術指針第14条）

環境保全措置とは、調査、予測の結果に基づき、環境への影響の回避、低減あるいは影響を受ける内容を代償するために講じられる様々な措置のことです。

土地の造成、設備の設置、維持管理及び廃止時に予測される環境への影響についての環境保全措置を検討する必要があります。

なお、環境保全措置を検討する際には、環境要素に係る項目ごとの達成目標についても併せて検討し、示す必要があります。事業計画に記載する必要があります。

⑦ 評価の実施（技術指針第11条）

評価については、太陽光発電事業の実施による環境影響の程度について、調査項目の現況、予測される変化の程度、環境保全措置及び環境基準等の目標を考慮しながら行う必要があります。具体的には、環境基準等の目標と予測値を対比して、整合性を検討すること、環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて、事業者の見解を明らかにする必要があります。

なお、①事業特性及び地域特性の把握において、必要な情報が把握できているときは改めて実施する必要はありません。

表1

環境に影響を与える要因 (事業の内容)		土地の造成・設備の設置工事							存在・供用			事業廃止時	
		資材の運搬等	土地の造成・改変	樹木の伐採	雨水等の排水	既存の工作物の除去	工事用道路等の設置	太陽光発電設備の設置	造成地その他土地の存在	太陽光発電設備の存在	太陽光発電設備の稼働	為その他農業維持管理(農業散布布等)に関する行	設備の撤去・廃棄
大気質	環境基準が設定されている項目												
	粉じん等												
	その他必要と認められる項目												
騒音													
振動													
													
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観												
人と自然との触れ合いの活動の場													
廃棄物等	建設工事に伴う副産物												
	廃棄物												
温室効果ガス等													
文化財													
その他(光害(太陽光パネルの反射)等)													

(4) 景観に関する基準

太陽光発電施設は、単位出力あたりの事業区域の面積が他の発電設備に比べ大きく、設置に伴う景観や眺望の阻害等の問題が懸念されることから、景観面の認定基準を設けています。

認定基準は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観計画に定める良好な景観の形成のために制限される行為の基準によることとしています。

なお、太陽光発電設備の規模（投影面積等）によっては、景観計画の制限の対象とならない場合がありますが、本条例では、景観計画の制限の対象とならない太陽光発電事業についても景観計画に定める良好な景観の形成のために制限される行為の基準を適用することとしています。

【認定基準】

- ① 景観計画において届出の対象となる太陽光発電事業については、景観法第 16 条に基づく届出を景観行政団体^(注)に行い、景観計画に適合していること。
- ② 景観計画において届出の対象とならない太陽光発電事業については、景観計画に定める良好な景観の形成のために制限される行為の基準に従い、必要な措置が講じられていること。

(注) 県内の景観行政団体（令和 7 年 4 月 1 日現在）

和歌山市（和歌山市の区域）、田辺市（田辺市の区域）、高野町（高野町の区域）、有田川町（有田川町の区域）、和歌山県（和歌山市、田辺市、高野町、有田川町を除く和歌山県全域）

景観行政団体は、独自に区域内の景観計画を策定し、良好な景観の形成のために制限される行為の制限の基準を定めています。

(5) 関係法令の遵守に関する基準

太陽光発電事業を実施するに当たっては、関係する法律や条例に基づく手続をもれなく実施する必要がありますので、関係法令の遵守に関する認定基準を設けています。

本条例では、事業者に、事業計画の案を作成する段階で、県及び市町村との協議の実施を義務づけており、この内で事業実施に要する関係法令に関する手続について明らかにすることとしています。

認定基準については、関係法令に違反していないこととしています。

【認定基準】

- 事業計画が、関係する法律や条例に違反していないこと。

(注) 関係法令の手続のタイミングについて

関係法令の手続を実施するタイミングに特に規定はありませんが、本条例では「関係法令に違反していないこと」を確認することから、事業内容等に応じ、関係法令の所管部署と相談しながら、協議の後、説明会の後など、適切な時期に手続を実施してください（協議後、説明会後に事業の内容が変わることも十分考慮して手続を進めてください）。

なお、農地法（昭和 27 年法律第 227 号）に基づく農地転用許可事務と本条例に基づく認定事務との取扱いについては、調整要領で次のとおり定められています。

- 条例第 3 条の認定を要する太陽光発電事業に係る農地転用許可日については、条例の認定と同日（同時許可）とする。
- 条例第 3 条の認定を要する太陽光発電事業に係る農地転用許可申請は、条例第 6 条に定める公表された計画に基づくものであること。

(6) 計画の適合に関する基準

県、市町村は様々な行政計画（長期総合計画、都市計画等まちづくりに関する計画や土地の利用に関する計画など）を策定しており、太陽光発電事業の実施に際しても当然、事業計画がこれらの県、市町村の計画に適合する必要があることから、計画の適合に関する基準を設けています。

認定基準としては、県、関係市町村の計画に適合していることとしています。

【認定基準】

- 太陽光発電事業計画が、県計画等その他太陽光発電事業に関する計画及び当該事業区域を所管する市町村が定める太陽光発電事業に関する計画に適合するものであること。

9 工事関係（条例第 12 条）

工事の実施に際しては、認定を受けた事業計画に従って、工事を実施しなければなりません。（条例第 12 条）。

（1）工事着手届

工事の着手にあたっては、造成に係る工事と設置に係る工事のそれぞれについて、あらかじめ工事着手届出書（別記第 8 号様式、別記第 9 号様式）を県に届け出なければなりません。（条例第 13 条各号）なお、事業計画と異なる工事を実施した場合には、工事の停止命令の対象となります。

（条例第 14 条第 1 項）

また、工事の停止命令をした場合は、その旨を公表します。（条例第 14 条第 2 項）

さらに、工事の停止命令に違反した場合は、認定取消しの対象となります。（条例第 23 条第 2 項）

（2）工事の完了届

工事が完了したときは、完了届（別記第 10 号様式）を遅滞なく、県に提出してください（規則第 12 条第 3 項）。なお、工事完了の確認を行う場合があります。

（3）工事着手届、工事完了届の提出先

事業区域を所管する振興局健康福祉部（和歌山市内については環境管理課）に提出してください。

10 維持管理関係（条例第 15 条 維持管理の方法）

事業計画に従って、設備や事業区域内の土地を維持管理しなければなりません。（条例第 15 条）

また、事業計画に記載している点検等を行った場合は、その旨を記録し、3 年間保存しなければなりません（規則第 14 条）。事業計画に従って維持管理していない場合には、改善命令の対象となる場合があります。（条例第 22 条第 1 項）

11 事業の廃止（条例第 16 条 廃止の方法）

事業者は、事業計画に従って事業を廃止しなければなりません。（条例第 16 条第 1 項）

事業の廃止とは、太陽光発電設備の解体から撤去まで、また、工事に伴い生じる廃棄物の処理も含みます。事業者は、事業を廃止しようとするときは、あらかじめ次に示す廃止措置を講じなければなりません。

【廃止措置】

- ア 太陽光発電設備の速やかな解体及び撤去するための措置
- イ 太陽光発電設備の廃止に伴い生ずる廃棄物を適正に処理するための措置
- ウ ア、イの措置の実施に当たって周辺の生活環境を保全するための措置
- エ 太陽光発電設備の廃止後の事業区域について、景観上及び防災上必要な措置

（1）実施計画の作成と届出

事業者は、廃止措置を講じるときは、あらかじめ廃止に関する実施計画（別記第 11 号様式）を作成し、県に届け出なければなりません。

【廃止に関する実施計画に添付すべき書類】

- （1）当該太陽光発電設備の廃止に伴い発生する周辺の生活環境への影響に関する事項
- （2）条例第 16 条第 2 項の規定により講ずる措置及びその効果に関する事項
- （3）当該廃止しようとする太陽光発電設備の解体及び撤去の方法
- （4）当該太陽光発電設備の廃止に伴い発生する廃棄物の処理の方法

- (5) 当該太陽光発電設備の廃止の工程及び実施体制
- (6) 当該太陽光発電設備の廃止に係る工事作業区域図
- (7) 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める事項

(2) 事業廃止届

事業者は、廃止に関する実施計画に基づき事業の廃止が完了したときは、30日以内に、事業廃止完了届出書（別記第12号様式）を県に届け出なければなりません（規則第15条第4項）。

(3) 実施計画、事業廃止完了届の提出先

事業区域を所管する振興局健康福祉部（和歌山市内については環境管理課）に提出してください。

12 太陽光発電事業計画等の変更（第18条 太陽光事業計画の変更等）

(1) 変更認定申請

事業計画を変更するときには、あらかじめ事業計画の変更の認定を受けなければなりません。

変更の認定申請を行う際には、あらかじめ県及び関係市町村との協議を実施（条例第4条）するとともに、変更の申請内容について、関係自治会等への説明（条例第5条）をしなければなりません。併せて、変更に係る事業計画の公表（条例第6条）も行わなければなりません。（3ページ参照）

変更の認定申請については、変更認定申請書（別記第13号様式）に変更後の事業計画を添付して提出してください。

■変更認定申請には、認定手数料の納付が必要です。和歌山県収入証紙により納付してください。

種類	手数料の額
太陽光発電事業計画の変更認定申請	39,000円

(2) 軽微変更届出

事業計画のうち、以下の事項を変更するときは、軽微変更届（別記第14号様式）に変更に係る関係書類を添えて県に提出しなければなりません。

なお、届出の内容が認定基準に適合していない場合は、改善命令の対象となることに留意してください。（条例第22条第2項）。

（注）例えば、軽微変更届の変更内容が、景観法第16条第2項に基づく変更の届出の対象となる内容の場合は、予め司法の手続を済ませておく必要があります。

【軽微変更に該当する場合】

◎下記のいずれにも該当しない場合は、軽微変更の対象となります。

- (1) 太陽光発電設備の合計出力が増加する変更（再エネ特措法で基準価格又は調達価格の変更を伴わない変更認定となるものを除く。）
- (2) 事業区域の面積の増加が20%を超える変更。ただし、森林法の林地開発許可対象事業の場合は、事業区域の面積から残置森林の面積を除いた面積の増加が20%を超える変更
- (3) 土地の造成の方法における切土又は盛土の土量の増加が20%以上となる変更
- (4) 擁壁、排水施設その他の災害の発生の防止上重要な施設又は工作物の新設若しくは廃止又はこれらの位置若しくは構造の著しい変更
- (5) 太陽電池（パネル）の合計出力の増加が3%以上又は3kW以上増加する変更
- (6) 変更内容が環境の保全上又は災害の発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがある変更

(3) 代表者等の変更・地位の承継等

事業計画に係る代表者や事務所の住所等に変更があった場合及び事業の承継があった場合は、下記のとおり届け出なければなりません（条例第18条第3項、第19条）。

これら届出が適切にされていない場合は、事業計画に従って事業を実施しているとは認められないため、改善命令の対象となる場合があります（条例第22条第1項）。

届出の種類	届出が必要な例	届出時期
氏名等変更届出書 (別記第15号様式) ※変更の内容を明らかにする書面（登記事項証明書等）を添付	(法人の場合) • 代表者や役員が変更となった場合 • 法人の住所が変更となった場合 (個人の場合) • 住所が変更となった場合	変更後遅滞なく
承継届出書 (別記第16号様式) ※誓約書（別記第5号様式）と承継の事実を示す書面を添付	(法人の場合) • 事業を譲り受けた場合 • 事業者が合併又は分割する場合 (個人の場合) • 事業を譲り受けた場合 • 事業者に相続があった場合	承継後30日以内

※変更等の届出があった場合、県ホームページ掲載の、届出に係る太陽光発電事業計画に関する情報について更新します。

(4) 変更認定申請書、軽微変更届出書、氏名等変更届出書及び承継届出書の提出先

事業区域を所管する振興局健康福祉部（和歌山市内については環境管理課）に提出してください。

13 報告徴収及び立入検査（条例第21条）

県は、業務の状況、太陽光発電設備及び事業区域内の状況等について報告を求め、また立入検査を行うことができます。

なお、これらに従わない場合、改善命令の対象となります（条例第22条第1項第4号）。

14 認定を受けた事業者への改善命令・認定の取消し（条例第22条、第23条）

(1) 改善命令の対象

- ア 事業計画に従って太陽光発電事業を実施していないとき。
- イ 事業計画が本条例の認定の基準に適合しなくなったとき。
- ウ 認定に付した条件に違反したとき。
- エ 県から求められた報告、資料の提出を行わない場合あるいは、虚偽の報告、虚偽の記載をした資料を提出した場合。立入検査を拒んだり妨げたり、忌避したとき。

(2) 認定取消しの対象

- ア 不正な手段（虚偽の申請内容等）により認定を受けたとき。
- イ 申請者が次格要件（暴力団員等がその事業に関わっている場合等）に該当したとき。
- ウ この条例に基づく県の命令に違反したとき。

※改善命令及び認定の取消しを行った場合には、事業者の氏名等を公表します。（条例第22条第2項、条例第23条第3項）

15 認定が取り消された場合の対応（条例第24条 認定の取り消しに伴う措置）

認定が取り消された事業者は、事業計画に定められた方法等に従い、事業を廃止しなければなりません。なお、その際にはあらかじめ、廃止措置について記載した廃止実施計画を県に届け出る必要があります。（21ページ「11 事業の廃止（条例第16条 廃止の方法）」と同じ手続を実施してください。）

16 認定を受けずに太陽光発電事業を行った場合（条例第25条 勧告及び命令）

認定を受けずに太陽光発電事業を実施している事業者に対しては、必要な手続の実施を「勧告」します。なお、「勧告」に従わない場合、改めて必要な手続の実施を「命令」し、それにも従わない場合は「氏名等を公表」します。

※再エネ特措法第9条第4項の認定を受けている事業者については、その認定を取り消されることがあります。

再エネ特措法との関係

再エネ特措法では、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守することが認定基準として位置づけられています。

県が、本条例に違反した事業者に対し、命令、認定取消し等を行った場合には、県から国（同法を所管する経済産業省）に対しその旨を通知し、国においても、同法において同様の対応をするよう求めます。

（参考）再エネ特措法の認定基準（抜粋）

再エネ特措法	再エネ特措法施行規則
第9条第4項第1号	第5条第1項第14号
再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。	当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を営むに当たって、関係法令（条例を含む。次項第1号及び次条第3号に該当するものを除く。）の規定を遵守すること。
第9条第4項第2号	第5条の2第1項第3号
再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。	当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。
第9条第4項第3号	第5条第2項第1号
再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。	当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備について、当該設備に関する法令（条例を含む。）の規定を遵守していること。

◆和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 太陽光発電事業

第1節 認定（第3条—第11条）

第2節 設置（第12条—第14条）

第3節 維持管理（第15条）

第4節 廃止（第16条・第17条）

第3章 雜則（第18条—第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、太陽光発電事業の実施による自然環境、生活環境、景観等環境に及ぼす影響や災害の発生に対する県民の不安が拡大していることに鑑み、事業者が太陽光発電事業における太陽光発電設備の設置、維持管理、廃止等について環境を保全し、災害の発生を防止する方法で適切に実施するよう必要な事項を定めるとともに、事業者と県、市町村及び県民が太陽光発電事業について事前に協議する手続その他所要の事項を定めることにより、太陽光発電事業について県民の理解と本県の環境との調和を確保し、もって本県の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（合計出力が50キロワット未満のものを除く。）をいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備の全部又は一部を土地又は造成した土地に設置し、電気を得る事業（太陽光発電設備のうち太陽光を電気に変換する設備の全部を建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項の建築物をいう。）に設置するものを除く。）をいう。
- (3) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。

第2章 太陽光発電事業

第1節 認定

（太陽光発電事業計画の作成及び認定）

第3条 太陽光発電事業を行おうとする者（以下「太陽光発電事業実施予定者」という。）は、太陽光発電設備ごとに、規則で定めるところにより、当該太陽光発電設備の設置、維持管理及び廃止を適切に行うための太陽光発電事業の実施に関する計画（以下「太陽光発電事業計画」という。）を作成し、知事の認定を受けなければならない。

2 太陽光発電事業計画には、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 太陽光発電事業実施予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 太陽光発電事業実施予定者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第11条第2項第6号及び第8号において同じ。）の氏名
- (3) 太陽光発電事業の内容及び実施時期
- (4) 事業区域

- (5) 太陽光発電設備を設置する土地を造成する場合は、土地の造成の方法に関し次に掲げる事項
- ア 造成する土地の位置及び面積
 - イ 土地の造成に関する工事の内容（設計図を含む。）
 - ウ 土地の造成に関する工事の工程表
 - エ 土地の造成に関する工事の施工前と施工後の土地の形質の変更の状況
- (6) 太陽光発電設備の設置の方法に関し次に掲げる事項
- ア 太陽光発電設備の構造及び合計出力
 - イ 太陽光発電設備の事業区域内の位置
 - ウ 太陽光発電設備の設置に関する工事の内容（設計図を含む。）
 - エ 太陽光発電設備の設置に関する工事の工程表
- (7) 太陽光発電事業の維持管理の方法に関する事項
- (8) 太陽光発電事業の廃止の方法に関し次に掲げる事項
- ア 廃止予定日
 - イ 太陽光発電設備の解体及び撤去に関する工事の内容
 - ウ イの工事に伴い生じる廃棄物の処理方法
 - エ 太陽光発電設備の撤去後の土地の整備方針
 - オ イの工事、ウの処理及びエの整備に要する費用の見積り
 - カ オの費用を確保するために講ずる措置
- (9) 太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関し次に掲げる事項
- ア 事業区域内に森林（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。以下このア並びに第11条第1項第1号及び第2号において同じ。）がある場合は、当該森林が現に有する公益的機能からみて太陽光発電事業の実施により土砂の流出、水害等が発生することを防止するために講ずる措置
 - イ 太陽光発電事業の実施に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生を防止するために講ずる措置
 - ウ 太陽光発電設備の構造強度を保持するために講ずる措置
 - エ 太陽光発電事業の実施に伴い生じる環境影響に対して講ずる措置
 - オ 事業区域に係る景観計画（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画をいう。第11条第1項第11号及び第12号において同じ。）に定める良好な景観の形成のために講ずる措置
 - カ 太陽光発電事業の実施に際して関係法令及び関係法令に基づく命令、関係する府県の条例及び当該条例に基づく命令並びに当該事業区域を管轄する市町村の条例及び当該条例に基づく命令の規定に違反しないために講ずる措置
 - キ 太陽光発電事業の実施と、県が定める基本計画等（和歌山県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成19年和歌山県条例第44号）第2条に規定する基本計画等をいう。第11条第1項第14号において「県計画等」という。）その他太陽光発電事業に係る計画及び当該事業区域を管轄する市町村が定める太陽光発電事業に係る計画との整合性を確保するために講ずる措置
- (10) その他規則で定める事項
- （太陽光発電事業計画の案の協議）

第4条 太陽光発電事業実施予定者は、太陽光発電事業計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、知事及び関係市町村（当該太陽光発電事業計画の案に関し自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上関係があると知事が認める市町村をいう。以下同じ。）の長と協議をしなければならない。

（太陽光発電事業計画の案の説明）

第5条 太陽光発電事業実施予定者は、太陽光発電事業計画の案を作成し、規則で定めるところにより、次に掲げる自治会その他の地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）

以下この条及び第10条第1項において「自治会等」という。）に対する説明会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 当該太陽光発電事業計画の案の事業区域の全部又は一部をその区域に含む自治会等
- (2) 当該太陽光発電事業計画の案に基づき太陽光発電事業を実施することにより自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上影響を及ぼすと知事が認める区域の全部又は一部をその区域に含む自治会等

（太陽光発電事業計画の公表）

第6条 太陽光発電事業実施予定者は、太陽光発電事業計画を作成したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

（太陽光発電事業計画の認定の申請）

第7条 太陽光発電事業実施予定者は、第3条第1項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電事業実施予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 第5条の規定により講じた措置の概要
- (3) その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 太陽光発電事業計画
- (2) 第5条の規定により措置を講じたことを証する書面
- (3) その他規則で定める書面

3 前項各号に掲げる書面のほか、第1項の申請書には、規則で定めるところにより、当該太陽光発電事業を実施することが周辺地域の自然環境、生活環境、景観等に及ぼす影響について記載した書面を添付しなければならない。ただし、当該書面に記載した事項が、過去になされた第3条第1項の認定に係る当該事項と同一である場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

（申請書の縦覧）

第8条 知事は、前条第1項の申請書の提出があった場合には、遅滞なく、同項各号に掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を公告するとともに、同項の申請書並びに同条第2項及び第3項の書面を当該公告の日から1月間公衆の縦覧に供しなければならない。

（関係市町村の長からの意見聴取）

第9条 知事は、前条の規定による公告をしたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知し、前条の縦覧期間満了の日（次条において「縦覧期間満了日」という。）までに、当該関係市町村の長の自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上の見地からの意見を聴かなければならない。

（意見書の提出等）

第10条 第8条の規定による公告があったときは、自治会等その他の当該太陽光発電事業に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了日までに、知事に対し、自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上の見地からの意見書を提出することができる。

- 2 知事は、縦覧期間満了日が経過した後、遅滞なく、前条の意見及び前項の意見書の概要を太陽光発電事業実施予定者に通知し、期限を定めて当該太陽光発電事業実施予定者に対し、当該概要に対する見解を求めなければならない。
- 3 知事は、第7条第1項の申請書の内容、前条の意見、第1項の意見書の概要及び前項の見解について自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上の見地から必要と認めるときは、前項の期限（前条の意見がなく、かつ、第1項の意見書の提出がない場合にあっては、縦覧期間満了日）が経過した後、遅滞なく、和歌山県太陽光発電事業調査審議会に意見を求めるものとする。

（認定の基準）

第11条 知事は、第3条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る第9条の意見、前条第1項の意見書の内

容、同条第2項の見解及び同条第3項の意見を踏まえ、当該申請に係る太陽光発電事業計画が、次に掲げる基準に適合しており、かつ、当該太陽光発電事業計画に係る手続がこの条例若しくはこの条例に基づく命令又は当該事業区域を管轄する市町村の条例若しくは当該条例に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 当該太陽光発電事業計画に定める事業区域内に森林がある場合であって、当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事が、森林法第10条の2に規定する開発行為に該当するときは、当該太陽光発電事業の実施が同条の規定により許可されていること又は許可される見込みであること。

(2) 当該太陽光発電事業計画に定める事業区域内に森林がある場合であって、当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事が、森林法第10条の2に規定する開発行為に該当しないときは、次に掲げる規定に該当しないこと。

ア 当該森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該太陽光発電事業に関する工事により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

イ 当該森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該太陽光発電事業に関する工事により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

(3) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事のうち宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成（第5号において「宅地造成」という。）又は同条第3号に規定する特定盛土等（次号及び第5号において「特定盛土等」という。）に該当するものであって、同法第10条第1項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域において行われるもの（第5号において「宅地造成等許可対象工事」という。）について、同法第12条第1項本文の規定により許可されていること又は許可される見込みであること。

(4) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事のうち特定盛土等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第23条各号に掲げるものに限る。）に該当するものであって、宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の規定により指定された特定盛土等規制区域において行われるもの（次号において「特定盛土等許可対象工事」という。）について、同法第30条第1項本文の規定により許可されていること又は許可される見込みであること。

(5) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事のうち宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第3条各号に掲げる土地の形質の変更のいずれかを行うもの（宅地造成等許可対象工事及び特定盛土等許可対象工事を除く。）について、当該工事のうち宅地造成に該当するものである場合にあっては同令第7条から第17条まで及び第20条の規定に定める技術的基準に、当該工事のうち特定盛土等に該当するものである場合にあっては同令第18条及び第20条の規定に定める技術的基準に、それぞれ従い、同令第6条に規定する施設の設置その他災害を防止するため必要な措置が講じられるものであること。

(6) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事が、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第65条第1項に定めるものに該当する場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条第4項の規定による命令を受けるものでないこと。

(7) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事が、電気事業法施行規則第65条第1項に定めるものに該当しない場合は、当該太陽光発電事業計画が電気事業法第39条第1項の技術基準のうち構造強度に関するものに適合するものであること。

(8) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業に該当する事業である場合は、同法及び同法に基づく命令の規定に違反しないこと。

(9) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業が和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号）第2条第2号に規定する対象事業に該当する事業である場合は、同条例及び同条例に基づく命令の規定に違反しないこと。

(10) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業が次に掲げる事業以外の事業である場合は、規則で定めるところにより、当該太陽光発電事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程において当該太陽光発電事業の実施に係る環境の保全のための措置を検討

し、この措置が講じられた場合における環境に及ぼす影響を総合的に評価していること。

- ア 環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業に該当する事業
- イ 和歌山県環境影響評価条例第2条第2号に規定する対象事業に該当する事業
- (11) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業の実施が、当該事業区域に係る景観計画による制限の対象となるときは、当該太陽光発電事業の実施について、当該景観計画に適合するものであること。
- (12) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業の実施が、当該事業区域に係る景観計画による制限の対象とならないときは、当該太陽光発電事業の実施について、当該景観計画に定める良好な景観の形成のために制限される行為の基準に従い、必要な措置が講じられるものであること。
- (13) 前各号に定めるもののほか、当該太陽光発電事業計画が、関係法令及び関係法令に基づく命令、関係する府県の条例及び当該条例に基づく命令、並びに当該事業区域を管轄する市町村の条例及び当該条例に基づく命令の規定に違反しないものであること。
- (14) 当該太陽光発電事業計画が、県計画等その他太陽光発電事業に関係する計画及び当該事業区域を管轄する市町村が定める太陽光発電事業に関係する計画に適合するものであること。
- 2 知事は、太陽光発電事業実施予定者が次の各号のいずれにも該当しないものであると認めるときでなければ、第3条第1項の認定をしてはならない。
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 心身の故障により太陽光発電事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) 太陽光発電事業の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第9号において「暴力団員等」という。）
- (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- (7) 第23条第1項又は第2項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (8) 法人でその役員のうちに第1号から第5号まで又は前号のいずれかに該当する者のあるもの
- (9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 3 第3条第1項の認定には、自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上必要な条件を付することができる。
- 4 知事は、第3条第1項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る太陽光発電事業計画に記載された事項のうち規則で定めるものを公表するものとする。

第2節 設置

（工事の実施）

第12条 第3条第1項の認定を受けた太陽光発電事業実施予定者（以下「認定太陽光発電事業実施者」という。）が行う太陽光発電事業に関する工事は、当該認定を受けた太陽光発電事業計画（第18条第1項の規定による変更の認定又は同条第2項若しくは第3項の規定による変更の届出があったときは、変更後のもの。以下「認定太陽光発電事業計画」という。）に従って行わなければならない。

（工事の届出）

第13条 認定太陽光発電事業実施者は、太陽光発電設備を設置する土地の造成に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 認定太陽光発電事業実施者は、太陽光発電設備の設置に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(工事の停止命令等)

第14条 知事は、太陽光発電事業に関する工事について、当該工事に係る認定太陽光発電事業計画と適合しないことが明らかであると認める場合その他自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上必要があると認める場合には、認定太陽光発電事業実施者（特に緊急の必要があると認める場合においては、当該工事の請負人又は現場管理者）に対し、当該工事の停止又は中止その他の必要な措置を講ずるべきことを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令をした場合においては、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

第3節 維持管理

(維持管理の方法)

第15条 認定太陽光発電事業実施者は、太陽光発電事業を実施する間、認定太陽光発電事業計画に従って太陽光発電設備及び事業区域内の土地を維持管理しなければならない。

第4節 廃止

(廃止の方法)

第16条 認定太陽光発電事業実施者は、認定太陽光発電事業計画に従って太陽光発電事業を廃止しなければならない。

2 認定太陽光発電事業実施者は、その太陽光発電事業を廃止しようとするときは、太陽光発電設備の解体、撤去及び廃棄その他の規則で定める措置（次項において「廃止措置」という。）を講じなければならない。

3 認定太陽光発電事業実施者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該廃止措置を講じようとする太陽光発電事業の廃止に関する実施計画を定め、知事に届け出なければならない。

(認定の失効)

第17条 第3条第1項の認定（次条第1項の規定による変更の認定を含む。第22条第1項第3号並びに第23条第1項及び第2項において同じ。）は、認定太陽光発電事業実施者が認定太陽光発電事業計画に係る太陽光発電事業を前条の規定により廃止したときは、その効力を失う。

第3章 雜則

(太陽光発電事業計画の変更等)

第18条 認定太陽光発電事業実施者は、第3条第2項第3号から第10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定太陽光発電事業実施者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 認定太陽光発電事業実施者は、第3条第2項第1号又は第2号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第4条から第11条までの規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。

5 第11条第4項の規定は、第2項及び第3項の規定による届出について準用する。

(地位の承継)

第19条 認定太陽光発電事業実施者から当該認定太陽光発電事業計画に係る太陽光発電事業を譲り受けた者は、当該認定太陽光発電事業実施者の地位を承継する。

2 認定太陽光発電事業実施者である法人が合併する場合（認定太陽光発電事業実施者である法人と認定太陽光発電事業実施者でない法人が合併する場合において、認定太陽光発電事業実施者である法人が存続するときを除く。）又は分割する場合（当該認定太陽光発電事業計画に係る太陽光発電事業を承継させる場合に限る。）は、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該認定太陽光発電事業計画に係る太陽光発電事業を承継した法人は、認定太陽光発電事業実施者の地位を承継する。

3 認定太陽光発電事業実施者について相続があったときは、相続人は、認定太陽光発電事業実施者の地位を承継する。

4 前3項の規定により認定太陽光発電事業実施者の地位を承継した者は、規則で定める日以内に、規則で定めるところ

により、その旨を知事に届け出なければならない。

- 5 知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

（指導及び助言）

- 第20条 知事は、認定太陽光発電事業実施者に対し、認定太陽光発電事業計画に係る太陽光発電事業の適確な実施のため必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告収取及び立入検査）

- 第21条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定太陽光発電事業実施者に対し、その業務の状況、太陽光発電設備及び事業区域内の土地の状況その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、認定太陽光発電事業実施者の事業所若しくは事業区域に立ち入り、帳簿、書類、太陽光発電設備その他の物件の検査をさせることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善命令等）

- 第22条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定太陽光発電事業実施者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 認定太陽光発電事業実施者が認定太陽光発電事業計画に従って太陽光発電事業を実施していないと認めるとき。
- (2) 認定太陽光発電事業計画が第11条第1項各号（第18条第4項の規定により準用する場合を含む。）のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 認定太陽光発電事業実施者が第11条第3項（第18条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定により第3条第1項の認定に付した条件に違反したとき。
- (4) 認定太陽光発電事業実施者が前条第1項の規定により求められた報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

- 2 知事は、前項の規定により命令をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。
- （認定の取消し）

- 第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の認定を取り消さなければならない。

- (1) 認定太陽光発電事業実施者が不正な手段により第3条第1項の認定を受けたとき。
- (2) 認定太陽光発電事業実施者が第11条第2項各号（第18条第4項の規定により準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。
- 2 知事は、認定太陽光発電事業実施者が第14条第1項又は前条第1項の規定による命令に違反したときは、第3条第1項の認定を取り消すことができる。
- 3 知事は、前2項の取消しをしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、公表するものとする。

（認定の取消しに伴う措置）

- 第24条 認定太陽光発電事業実施者が前条第1項又は第2項の規定により第3条第1項の認定を取り消されたときは、遅滞なく、当該認定を取り消された者（次項において「認定取消太陽光発電事業実施者」という。）は、当該認定を取り消された太陽光発電事業計画に記載された太陽光発電設備の解体、撤去及び廃棄の方法並びに太陽光発電設備の撤去後の土地の整備方針に従って、太陽光発電事業を廃止しなければならない。

- 2 第16条第2項及び第3項の規定は、認定取消太陽光発電事業実施者が前項の規定により太陽光発電事業を廃止する場合について準用する。

（勧告及び命令）

- 第25条 知事は、第3条第1項の認定を受けないで太陽光発電事業を実施している事業者に対し、期限を定めて、必要な手続の実施その他の措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 知事は、前項の勧告を受けた事業者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、必要な手続の実施その他の措置を講ずるよう命ずることができる。
- 3 知事は、前項の命令を受けた事業者が、正当な理由なく、前項の規定による命令に従わないときは、規則で定めるところにより、当該事業者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

（規則への委任）

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条から第10条まで並びに次項及び附則第3項の規定 公布の日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日
- 2 第3条第1項の規定は、前項第2号に定める日以後にその工事が着手される太陽光発電事業について適用する。
- （附属機関の設置等に関する条例の一部改正）
- 3 附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(附属機関の設置) 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。		(附属機関の設置) 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。	
附属機関の名称	担任する事務	附属機関の名称	担任する事務
略		略	
和歌山県環境表彰選考委員会	略	和歌山県環境表彰選考委員会	略
和歌山県太陽光発電事業調査審議会	<u>太陽光発電事業についての重要事項の調査審議に関する事務</u>		
略		略	
2 略		2 略	

（宅地造成等規制法等の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第11条第1項（第18条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和5年5月26日から起算して2年を経過する日（宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第4項の規定による公示がされた場合にあっては当該公示の日の前日）までの間に限り、第11条第1項第3号中「宅地造成等規制法」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅

地造成等規制法」と、同項第4号中「宅地造成等規制法施行令」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）による改正前の宅地造成等規制法施行令」とする。

附 則（令和元年10月4日条例第26号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に第4条の規定による協議を開始した太陽光発電事業実施予定者であって、太陽光発電事業計画の認定の申請を行おうとするものに対する当該申請に係る認定の基準については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月14日条例第11号）

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（令和7年条例第2号）抄

第2章 経過措置

第1節 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第31条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第32条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第3節 その他

（委任）

第37条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和7年3月25日条例第2号）

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日条例第19号）

（施行期日等）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項第2号及び第11条第2項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 太陽光発電事業に関する工事のうち宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定の適用を受けるものに対する和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第11条第1項（同条例第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第7条第1項（同条例第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請を行った者に対する当該申請に係る認定の基準については、当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事のうちこの条例による改正後の和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第1項第3号に規定する宅地造成等許可対象工事に該当するものに關し、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）（以下「旧令」という。）第5条から第15条までの規定に定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい並びにグラウンドアンカーその他の土留の設置その他災害を防止するため必要な措置が講じられると認められる場合にあっては、同号の基準に適合するものとみなす。
- 4 施行日前に、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第7条第1項（同条例第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請を行った者に対する当該申請に係る認定の基準については、当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事のうち新条例第11条第1項第4号に規定する特定盛土等許可対象工事に該当するものに關し、旧令第5条から第15条までの規定に定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい並びにグラウンドアンカーその他の土留の設置その他災害を防止するため必要な措置が講じられると認められる場合にあっては、同号の基準に適合するものとみなす。
- 5 施行日前に、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第7条第1項（同条例第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請を行った者に対する当該申請に係る認定の基準については、当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事のうち新条例第11条第1項第5号に規定する工事に關し、旧令第5条から第15条までの規定に定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい並びにグラウンドアンカーその他の土留の設置その他災害を防止するため必要な措置が講じられると認められる場合にあっては、同号の基準に適合するものとみなす。
- 6 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第7条第1項（同条例第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に係る太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事が、和歌山市の区域以外の区域において行われる場合における前3項の規定の適用については、第3項中「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）」とあるのは「令和7年5月26日（宅地造成等規制法の一部を改正する法律による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第4項の規定による公示がされた場合にあっては、当該公示の日。以下「基準日」という。）」と、前2項中「施行日」とあるのは「基準日」とする。

◆和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 太陽光発電事業

　第1節 認定（第3条—第11条）

　第2節 設置（第12条・第13条）

　第3節 維持管理（第14条）

　第4節 廃止（第15条）

第3章 雜則（第16条—第21条）

附則

　第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成30年和歌山県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第2章 太陽光発電事業

　第1節 認定

（太陽光発電事業計画）

第3条 太陽光発電事業計画は、太陽光発電事業について県民の理解と本県の環境との調和の確保を旨として、県との協議の内容並びに関係市町村の長及び自治会等その他の太陽光発電事業に関し利害関係を有する者の意見を考慮し、自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上必要な措置が講じられるよう定めなければならない。

2 太陽光発電事業計画は、別記第1号様式によるものとする。

3 太陽光発電事業計画には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

（1）位置図

（2）求積図

（3）現況図

（4）土地利用計画図

（5）事業区域内の土地の造成をする場合は、当該造成に係る計画平面図及び計画断面図

（6）排水施設計画平面図

（7）擁壁、排水施設その他の災害の発生を防止するために必要な施設及び工作物の構造図その他の法令に定める技術基準に適合することを確認できる書面

（8）事業区域内に崖がある場合は、当該崖の断面図及び安定計算書（土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算を記載したものをいう。）

（9）事業区域及びその周辺の現況を確認することができる写真

（10）太陽電池の支持物の構造強度に関する書面として、次に掲げるもの

　ア 構造の詳細を記載した図面

　イ 構造計算書

ウ 基礎及び地盤に関する説明書

(11) 条例第11条第1項第12号に規定する場合に該当するときは、景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定の例により作成した同項同条の届出に相当する書面

(12) その他知事が必要と認める書面

4 条例第3条第2項第10号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業区域内に森林（森林法（昭和26年法律第249号）第2条に規定する森林をいう。第15条第2項第2号において同じ。）がある場合は、その位置及び面積

(2) 太陽光発電設備から生ずる反射光による事業区域の周辺の生活環境への影響を防止するために講ずる措置

(3) その他知事が必要と認める事項

（太陽光発電事業計画の案の協議）

第4条 太陽光発電事業実施予定者は、条例第4条の規定により知事と協議をしようとするときは、別記第2号様式により申し出なければならない。

2 太陽光発電事業実施予定者は、条例第4条の規定により関係市町村の長と協議をしようとするときは、別記第2号様式により知事を経由して申し出なければならない。

3 前2項に定めるもののほか、太陽光発電事業計画の案の協議の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

（太陽光発電事業計画の案の説明）

第5条 条例第5条の規定による太陽光発電事業計画の案の説明会は、次に掲げる方法その他知事が適当と認める方法により行わなければならない。

(1) 公民館その他の集会施設において行うこと。

(2) 自治会等ごとに少なくとも1回以上行うこと。

(3) 自治会等の区域内の住民の参加が見込まれる日時及び場所を選定すること。

(4) 太陽光発電事業計画の案の説明を行うことについて印刷物の配布その他適切な方法により周知を図ること。

(5) 住民の求めに応じて太陽光発電事業計画の案又はその概要を記載した書面が提供されること。

(6) 説明の方法が住民の理解を深めるよう配慮されたものであること。

（太陽光発電事業計画の公表）

第6条 条例第6条の規定による太陽光発電事業計画の公表は、次に掲げる場所のいずれかに備え置き、公衆の縦覧に供する方法により行うとともに、当該太陽光発電事業計画の概要をインターネットその他の情報通信の技術を利用する方法による公表により行うものとする。

(1) 関係市町村の区域内にある太陽光発電事業実施予定者の事務所

(2) 条例第5条の規定により太陽光発電事業計画の案の説明を行った場所

(3) 関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設

(4) その他知事が公衆の縦覧に供する場所として適当と認める場所

2 前項の公表の期間は、太陽光発電事業計画を作成した日から当該太陽光発電事業計画に係る条例第8条の規定による縦覧の期間が満了する日（当該太陽光発電事業計画に係る条例第3条第1項の規定による認定の申請を行わない場合にあっては当該認定の申請を行わないと決定した日、当該太陽光発電事業計画に係る同項の規定による認定の申請を取り下げた場合にあっては当該認定の申請を取り下げた日）までの間とする。

3 太陽光発電事業実施予定者は、第1項の公表をしたときは、速やかに、別記第3号様式により、知事、関係市町村の長及び自治会等の代表者へ通知しなければならない。

（太陽光発電事業計画の認定の申請）

第7条 条例第7条第1項の申請書は、別記第4号様式によるものとする。

2 前項の申請書並びに条例第7条第2項及び第3項の規定により添付する書面の提出部数は、知事が指定する提出部数とする。

3 条例第7条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 太陽光発電事業実施予定者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特別措置法」という。）第9条第4項の規定による認定を受けているものである場合は、同条第6項の規定により経済産業大臣が公表する事項

- (2) その他知事が必要と認める事項

4 条例第7条第2項第3号の規則で定める書面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第4条の規定による協議の結果を記載した書面
- (2) 太陽光発電事業実施予定者の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書面
 - ア 当該太陽光発電事業実施予定者が法人である場合 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 当該太陽光発電事業実施予定者が個人である場合 住民票の写し

- (3) 別記第5号様式による書面

- (4) その他知事が必要と認める書面

5 条例第7条第3項本文の書面は、別記第6号様式によるものとする。

6 条例第7条第3項ただし書の規則で定める場合は、条例第3条第1項の規定による認定の申請に係る前項の書面に記載する事項の全部が過去になされた条例第3条第1項同項の規定による認定又は条例第18条第1項の規定による変更の認定に係る前項の書面に記載した事項と同一である場合とする。

（意見書の提出）

第8条 条例第10条第1項の意見書は、別記第7号様式によるものとする。

（太陽光発電事業の環境に及ぼす影響の評価）

第9条 条例第11条第1項第10号の規定により環境に及ぼす影響を総合的に評価する場合は、和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号）第4条第1項に規定する技術指針に定めるところにより行う評価（同条例第20条第2項に規定する環境影響評価書に係る部分に限る。）に準じて行うものとする。

2 前項の場合にあっては、既存資料の整理及び解析の方法による調査（当該既存資料では評価できない場合の現地調査を含む。）に基づき行わなければならない。

（心身の故障により太陽光発電事業を適正に行うことができない者）

第10条 条例第11条第2項第2号の規則で定める者は、精神の機能の障害により太陽光発電事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（認定の公表）

第11条 条例第11条第4項の規定による太陽光発電事業計画の認定の公表は、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

2 条例第11条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認定太陽光発電事業実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 認定太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業の内容及びその実施時期
- (3) 認定太陽光発電事業計画に定める事業区域の位置
- (4) 認定太陽光発電事業計画に定める太陽光発電設備の合計出力

第2節 設置

（工事の届出）

第12条 条例第13条第1項の規定による届出は、別記第8号様式によるものとする。

2 条例第13条第2項の規定による届出は、別記第9号様式によるものとする。

3 認定太陽光発電事業実施者は、条例第13条第1項又は第2項に規定する工事が完了したときは、別記第10号様式による届出書を、知事に提出しなければならない。

（工事の停止命令等）

第13条 条例第14条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

(1) 条例第14条第1項の規定による命令の年月日

(2) 前号の命令を受けた認定太陽光発電事業実施者（その工事の請負人又は現場管理者にも当該命令を発した場合のこれらの人を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 第1号の命令を行った理由

(4) 講ずべき措置の内容

第3節 維持管理

第14条 認定太陽光発電事業実施者は、条例第15条の規定により行った維持管理に係る測定、点検、検査その他の措置について記録し、当該措置を行った日から起算して3年間、当該記録を保存しなければならない。

第4節 廃止

第15条 条例第16条第2項（条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 太陽光発電設備を速やかに解体し、及び撤去するために講ずる措置

(2) 前号の太陽光発電設備の廃止に伴い生ずる廃棄物を適正に処理するために講ずる措置

(3) 前2号の措置の実施に当たって周辺の生活環境を保全するために講ずる措置

(4) 第1号の太陽光発電設備の廃止後の事業区域について、自然環境、生活環境、景観等環境の保全及び災害の発生の防止の確保のために講ずる措置

2 条例第16条第3項（条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記第11号様式によるものとする。

3 前項の規定は、条例第16条第3項（条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の太陽光発電事業の廃止に関する実施計画の変更について準用する。

4 認定太陽光発電事業実施者は、第2項の届出（前項の規定による変更の届出があったときは、変更後のもの）後、太陽光発電事業の廃止が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に、別記第12号様式による届出書を、知事に提出しなければならない。

第3章 雜則

（認定太陽光発電事業計画の変更等）

第16条 条例第18条第1項の規定による変更の認定の申請は、別記第13号様式によるものとする。

2 条例第18条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、知事が認めるもののほか、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 太陽光発電設備の合計出力を増加する変更（再生可能エネルギー電気特別措置法第10条第1項の変更の認定を受けなければならない変更のうち、同法第2条の3第1項に規定する基準価格又は同法第3条第2項に規定する調達価格の変更を伴わないものを除く。）

(2) 事業区域の面積の変更（その面積の増加が20%を超えるものに限る。）ただし、当該事業区域が森林法第10条の2の規定による開発行為に係るものにあっては、当該事業区域の面積から当該事業区域内の森林の面積を除いて得た面積の増加が20%を超える変更とする。

(3) 土地の造成の方法における切土又は盛土の土量の変更（その土量の増加が20%以上のものに限る。）

(4) 擁壁、排水施設その他の災害の発生の防止上重要な施設又は工作物の新設若しくは廃止又はこれらの位置若しくは構造の著しい変更

(5) 太陽電池の合計出力を増加させる変更（その増加が3%以上又は3kW以上であるものに限る。）

(6) 変更内容が環境の保全上又は災害の発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがある変更

3 条例第18条第2項の規定による届出は、別記第14号様式によるものとする。

- 4 条例第18条第3項の規定による届出は、別記第15号様式によるものとする。
- 5 第3条から第11条まで（第7条第4項第2号並びに第11条第2項第3号及び第4号を除く。）の規定は、条例第18条第1項の規定による変更の認定について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げるこれらの条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条の見出し、同条第2項及び第3項、第4条の見出し及び同条第3項、第5条（見出しを含む。）、第6条の見出し、同条第1項及び第2項並びに第7条の見出し	太陽光発電事業計画	変更認定太陽光発電事業計画
第3条第1項	太陽光発電事業計画は	認定太陽光発電事業計画の変更に係る計画（以下この条から第7条までにおいて「変更認定太陽光発電事業計画」という。）は
第3条第3項	条例第11条第1項第12号	条例第18条第4項において準用する条例第11条第1項第12号
第3条第4項	条例第3条第2項第10号の規則で定める事項は	変更認定太陽光発電事業計画の記載事項は、条例第3条第2項第1号から第9号までに掲げる事項のほか
第4条第1項及び第2項、第6条第1項第1号及び第3項並びに第7条第3項第1号	太陽光発電事業実施予定者	認定太陽光発電事業実施者
第4条第1項及び第2項並びに第7条第4項第1号	条例第4条	条例第18条第4項において準用する条例第4条
第5条及び第6条第1項第2号	条例第5条	条例第18条第4項において準用する条例第5条
第5条	ならない。	ならない。ただし、知事が、自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上影響を及ぼすおそれがほとんどないと認めるとときは、当該説明会を省略することができる。
第6条第1項	条例第6条	条例第18条第4項において準用する条例第6条
第6条第2項	条例第8条	条例第18条第4項において準用する条例第8条
	条例第3条第1項	条例第18条第1項
第7条第1項	条例第7条第1項	条例第18条第4項において準用する条例第7条第1項
第7条第2項	条例第7条第2項及び第3項	条例第18条第4項において準用する条例第7条第2項及び第3項
第7条第3項	条例第7条第1項第3号	条例第18条第4項において準用する条例第7条第1項第3号
第7条第4項	条例第7条第2項第3号	条例第18条第4項において準用する条例第7条第2項第3号
第7条第5項	条例第7条第3項本文	条例第18条第4項において準用する条例第7条第3項本文
第7条第6項	条例第7条第3項ただし書	条例第18条第4項において準用する条例第7条第3項ただし書
	、条例第3条第1項	、条例第18条第1項
第8条	条例第10条第1項	条例第18条第4項において準用する条例第10条第1項
第9条第1項	条例第11条第1項第10号	条例第18条第4項において準用する条例第11条第1項第10号
第11条	条例第11条第4項	条例第18条第4項において準用する条例第11条第4項
第11条第2項第2号	に定める太陽光発電事業の内容及びその実施時期	変更の概要

(地位の承継)

第17条 条例第19条第4項の規定による承継の届出は、別記第16号様式によるものとする。

2 条例第19条第4項の規定で定める日は、承継の日から起算して30日とする。

3 条例第19条第5項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

(1) 条例第19条第1項の規定により認定太陽光発電事業実施者の地位を承継した年月日

(2) 被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(4) 承継の原因

(立入検査の身分証明書)

第18条 条例第21条第2項の証明書は、別記第17号様式によるものとする。

(改善命令等の公表)

第19条 条例第22条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

(1) 条例第22条第1項の規定による命令の年月日

(2) 前号の命令を受けた認定太陽光発電事業実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 第1号の命令を行った理由

(4) 講ずべき措置の内容

(認定の取消しの公表)

第20条 条例第23条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

(1) 条例第23条第1項の規定による認定の取消しの年月日

(2) 前号の認定の取消しを受けた認定太陽光発電事業実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 第1号の認定の取消しを行った理由

(命令の公表)

第21条 条例第25条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

(1) 条例第25条第2項の規定による命令の年月日

(2) 前号の命令に違反した太陽光発電事業を実施している事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 第1号の命令に違反した事実

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条から第10条まで及び別記第1号様式から別記第7号様式までの規定 条例の公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 条例附則第1項第2号に定める日

附 則 (令和元年12月13日規則第58号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日規則第12号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第136号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規則第20号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日規則第15号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

◆様式集

別記第1号様式 太陽光発電事業計画

別記第1号様式 (第3条関係)

(第1面)

太陽光発電事業計画

太陽光発電事業計画				備 考					
情報 太陽光発電事業実施予定者 (認定太陽光発電事業実施者)	氏名又は名称								
	代表者	役職							
		氏名							
	役員	役職			□別紙あり				
		氏名							
		役職							
		氏名							
役職									
氏名									
住所		(〒 -)							
法定代理人 氏名									
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の有無 (太陽光発電事業実施予定者(認定太陽光発電事業実施者)が法人である場合に記載すること。)			有・無	□別紙あり					
実施時期 太陽光発電事業の内容及び	太陽光発電事業の名称								
	太陽光発電事業の内容				□別紙あり				
	太陽光発電設備の合計出力				kW				
	実施時期	造成工事	年	月	日から	年	月	日まで	
		設置工事	年	月	日から	年	月	日まで	
		発電期間	年	月	日から	年	月	日まで	
		事業廃止	年	月	日				
事業区域	所在地							□別紙あり	
	面積	事業区域	m ²	うち森林 (工事前	m ²	工事後	m ²)		
太陽光発電事業の用に供する土地の造成の方法に関する事項						第2面のとおり			
太陽光発電の設置の方法に関する事項						第3面のとおり			
太陽光発電事業の維持管理の方法に関する事項						第4面のとおり			
太陽光発電事業の廃止の方法に関する事項						第5面のとおり			
太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関する事項その他の事項						第6面のとおり			

土地の造成の方法に関する事項

造成する土地の位置				<input type="checkbox"/> 別紙あり
				<input type="checkbox"/> 別紙あり
造成工事の内容	切土又は盛土をする土地の面積		m^2	
	切土の土量		m^3	
	盛土の土量		m^3	
造成工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで			<input type="checkbox"/> 別紙あり
造成工事の工程				<input type="checkbox"/> 別紙あり
造成工事の施工前と施工後の土地の形質の変更の状況				<input type="checkbox"/> 別紙あり
工事 施工者	住所			
	氏名等			
	電話番号			

太陽光発電設備の設置の方法に関する事項

太陽光発電設備の構造			<input type="checkbox"/> 別紙あり
太陽光発電設備の合計出力			kW
太陽光発電設備の事業区域内の位置			<input type="checkbox"/> 別紙あり
太陽電池に係る事項	製造事業者名		
	型式番号		
	設置枚数	枚	
	太陽電池の合計出力	kW	
	設置面積	m ²	
	角度	度	
パワーコンディショナに係る事項	製造事業者名		
	型式番号		
	設置箇所数	箇所	
	出力	kW	
太陽光発電設備の設置工事の内容			<input type="checkbox"/> 別紙あり
太陽光発電設備の設置工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
太陽光発電設備の設置工事の工程			<input type="checkbox"/> 別紙あり
工事施工者	住所		
	氏名等		
	電話番号		

太陽光発電事業の維持管理に関する事項

発電期間		年　　月　　日から　　年　　月　　日まで	
周辺環境の保全のため達成することとした環境の構成要素に係る項目、数値及び測定頻度			
備 事 業 区 域 及 び 太 陽 光 発 電 設 備	点検の項目		
	点検の頻度		
	点検予定業者等	住所	
		氏名等	
電話番号			
事業区域の管理者	住所		
	氏名等		
	電話番号		
	管理内容		
緊急時の連絡先	住所		
	氏名等		
	電話番号		
その他の連絡先	住所		
	氏名等		
	電話番号		

太陽光発電事業の廃止の方法に関する事項

廃止予定年月日	年 月 日	
太陽光発電設備の解体及び撤去に関する工事の内容		
廃棄物の処理方法		<input type="checkbox"/> 別紙あり
太陽光発電設備の撤去後の土地の整備方針		<input type="checkbox"/> 別紙あり
太陽光発電事業の廃止に要する費用の見積り		<input type="checkbox"/> 別紙あり
太陽光発電事業の廃止に要する費用の確保に関する方法		<input type="checkbox"/> 別紙あり

太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関する事項その他の事項

①太陽光発電事業の実施に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生を防止するために講ずる措置の内容（事業区域内に森林がある場合は、当該森林が現に有する公益的機能からみて太陽光発電事業の実施により土砂の流出、水害等が発生することを防止するために講ずる措置の内容を含む。）	
②太陽光発電設備の構造強度を保持するために講ずる措置の内容	
③太陽光発電事業の実施に伴い生じる環境影響に對して講ずる措置の内容	
④事業区域に係る景観計画に定める良好な景観の形成のために講ずる措置の内容	
⑤太陽光発電事業の実施に際して関係法令及び関係法令に基づく命令、関係する府県の条例及び当該条例に基づく命令並びに当該事業区域を管轄する市町村の条例及び当該条例に基づく命令の規定に違反しないために講ずる措置の内容	
⑥太陽光発電事業の実施と、県が定める基本計画等その他太陽光発電事業に關係する計画及び当該事業区域を管轄する市町村が定める太陽光発電事業に關係する計画との整合性を確保するために講ずる措置の内容	
⑦反射光による周辺の生活環境への影響に係る説明	

別記第2号様式 太陽光発電事業計画の案の作成に係る事前協議申出書

別記第2号様式 (第4条関係)

太陽光発電事業計画の案の作成に係る事前協議申出書

年 月 日

様

住 所 (〒 -)

申出者

氏 名

(法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名)

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（以下「条例」という。）第4条の規定により、太陽光発電事業計画の案を作成するに当たり、関係書類を添えて協議します。

実施を予定している太陽光発電事業の概要			備考
事業情報 太陽光発電	太陽光発電事業の名称		
	事業区域	所在地	
太陽光発電設備に関する事項 太陽光発電設備に関する事項	太陽光発電設備の概要	面積	m ²
		設備の合計出力	kW
		パネル設置枚数	枚
	再生可能エネルギー電気特別措置法認定状況	設置面積	m ²
		認定年月日	年 月 日
	認定番号		
	設備ID		
	発電出力	kW	

備考 知事が別に定める書面を添付すること。

別記第3号様式 太陽光発電事業計画の公表に関する通知書

別記第3号様式（第6条関係）

太陽光発電事業計画の公表に関する通知書

年 月 日

様

住 所 (〒 - - -)

通知者

氏 名

(法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名)

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第6条の規定により太陽光発電事業計画の公表をしましたので、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則第6条第3項の規定により、次のとおり通知します。

対象となる太陽光発電事業計画

太陽光発電事業の名称		
太陽光発電設備の合計出力 (kW)		
事業区域の所在地		
公表した場所	インターネット (概要)	
	縦覧の場所	名称
		住所

別記第4号様式 太陽光発電事業計画認定申請書

別記第4号様式（第7条関係）

（第1面）

太陽光発電事業計画認定申請書

年 月 日

和歌山県知事様

住 所 (〒 — —)

申請者

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、太陽光発電事業計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

条例第5条の規定により講じた措置の概要	第2面のとおり	
再生可能エネルギー電気特別措置法第9条第4項の規定による認定を受けているものである場合は、同条第6項の規定により経済産業大臣が公表する事項	認定年月日	年 月 日
	識別番号（認定ID）	
	認定事業者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
	認定発電設備の区分	
	認定発電設備の発電出力	kW
	認定発電設備の所在地	

添付書類

- 1 太陽光発電事業計画
- 2 条例第5条の規定により措置を講じたことを証する書面
- 3 条例第4条の規定による協議の結果を記載した書面
- 4 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 5 申請者が個人である場合は、住民票の写し
- 6 別記第5号様式による書面
- 7 別記第6号様式による書面
- 8 その他知事が必要と認める書面

※手数料欄

別記第5号様式 誓約書
別記第5号様式（第7条関係）

誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 (〒 -)

申請者

氏 名

(法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名)

電話番号

申請者は、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第11条第2項各号に該当しない者であることを
誓約します。

別記第6号様式 環境影響調査書

別記第6号様式（第7条関係）

環境影響調査書

太陽光発電事業の名称			
事業区域	所在地		
	面積	m ²	
太陽光発電設備の合計出力		kW	
太陽光発電事業実施予定者 (認定太陽光発電事業実施者) の氏名又は名称			
調査を行った者の氏名又は名称			
環境の構成要素のうち（以下、「環境要素」という。）、実施しようとする太陽光発電事業の内容を勘案し、当該太陽光発電事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行った項目（以下「環境影響調査項目」という。）			別紙のとおり
環境影響調査項目の現況及びその把握の方法			別紙のとおり
太陽光発電事業を実施することが環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した自然的状況及び社会的状況			別紙のとおり
太陽光発電事業を実施することにより予測される環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法			別紙のとおり
太陽光発電事業を実施することが環境に及ぼす影響の程度を分析した結果			別紙のとおり
環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）			別紙のとおり
環境要素のうち、環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由			別紙のとおり
その他太陽光発電事業を実施することが環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項			別紙のとおり
太陽光発電事業に係る総合的な環境影響の評価結果			別紙のとおり

別記第7号様式 意見書
別記第7号様式（第8条関係）

意見書

年 月 日

和歌山県知事様

住 所 (〒 -)

意見提出者

氏 名

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第10条第1項の規定による意見は、次のとおりです。

記

(認定) 太陽光発電事業計画 意見の対象となる	太陽光発電事業の名称	
	太陽光発電事業 実施予定者（認定太陽光発電 事業実施者）の名称	
	事業区域の所在地	
(認定)太陽光発電事業計画と意見提出者の 関係（利害関係の内容）		
自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上の見地からの意見		

別記第8号様式 工事着手届出書（造成）

別記第8号様式（第12条関係）

工事着手届出書（造成工事）

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所（〒 - ）
届出者

氏 名

（法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名）

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

太陽光発電事業の名称				
事業区域の所在地				
工事着手予定年月日				
工事完了予定年月日				
工事 施工者	住 所			
	氏 名			
連絡先	住 所		電話番号	
	所 属		担当者名	

別記第9号様式 工事着手届出書（設置）

別記第9号様式（第12条関係）

工事着手届出書（設置工事）

年 月 日

和歌山県知事様

住 所（〒 - - - - - ）

届出者

氏 名

（法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名）

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

太陽光発電事業の名称				
事業区域の所在地				
工事着手予定年月日				
工事完了予定年月日				
工事 施工者	住 所			
	氏 名			
連絡先	住 所		電話番号	
	所 属		担当者名	

別記第10号様式 造成(設置)工事完了届出書

別記第10号様式(第12条関係)

造成(設置)工事完了届出書

年 月 日

和歌山県知事様

住 所 (〒 -)

届出者

氏 名

(法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名)

電話番号

造成(設置)に係る工事が完了したので、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則第12条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象となる認定太陽光発電事業計画

太陽光発電事業の名称						
太陽光発電設備の合計出力 (kW)						
事業区域の所在地						
工事完了日	年 月 日					
発電期間	年 月 日から			年 月 日まで		

別記第11号様式 太陽光発電事業の廃止に関する実施計画届出書

別記第11号様式（第15条関係）

太陽光発電事業の廃止に関する実施計画届出書

年 月 日

和歌山県知事様

住 所 (〒 - - -)

届出者

氏 名

(法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名)

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第16条第3項（同条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、太陽光発電事業の廃止に関する実施計画を定めたので、関係書類を添付して届け出ます。

太陽光発電事業計画の概要			備考
太陽光発電事業の名称			
事業区域	所在地		<input type="checkbox"/> 別紙あり
	面積	m ²	
太陽光発電設備の概要	合計出力	kW	
	パネル設置枚数	枚	
	設置面積	m ²	
太陽光発電事業の廃止	発電終了の時期	年 月 日	
	廃止時期	年 月 日	
	廃止の理由		<input type="checkbox"/> 別紙あり

備考 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則第15条第1項各号に掲げる措置を記載した書面を添付すること。

別記第12号様式 太陽光発電事業廃止完了届出書

別記第12号様式（第15条関係）

太陽光発電事業廃止完了届出書

年 月 日

和歌山県知事様

住 所 (〒 - - -)

届出者

氏 名

(法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名)

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第16条第3項（同条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定により定めた太陽光発電事業の廃止に関する実施計画に従い事業を廃止したので、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則第15条第4項の規定により届け出ます。

廃止の対象となる認定太陽光発電事業計画

太陽光発電事業の名称	
太陽光発電設備の合計出力 (kW)	
事業区域の所在地	
事業廃止完了日	年 月 日

別記第13号様式 太陽光発電事業計画変更認定申請書

別記第13号様式（第16条関係）

太陽光発電事業計画変更認定申請書

年 月 日

和歌山県知事様

住 所 (〒 -)

申請者

氏 名

(法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名)

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第18条第1項の規定に基づき、変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更の対象となる太陽光発電事業計画

太陽光発電事業の名称	
太陽光発電設備の合計出力 (kW)	
事業区域の所在地	
認定を受けた年月日	年 月 日
発電の開始の有無	<input type="checkbox"/> 発電開始前 <input type="checkbox"/> 発電開始後 (運転開始年月日: 年 月 日)

変更の概要

備考 変更の前後を明示した太陽光発電事業計画及び図面等を添付すること。

※手数料欄

別記第14号様式 認定太陽光発電事業計画の軽微な変更の届出書

別記第14号様式（第16条関係）

認定太陽光発電事業計画の軽微な変更の届出書

年 月 日

和歌山県知事様

住 所 (〒 - - -)

届出者

氏 名

(法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名)

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第18条第2項の規定により関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

変更の対象となる認定太陽光発電事業計画

太陽光発電事業の名称	
太陽光発電設備の合計出力 (kW)	
事業区域の所在地	
認定を受けた日	年 月 日
発電開始の有無	<input type="checkbox"/> 発電開始前 <input type="checkbox"/> 発電開始後 (運転開始日 : 年 月 日)

変更の概要

備考 変更の前後を明示した太陽光発電事業計画及び図面等を添付すること。

別記第15号様式 氏名等変更届出書

別記第15号様式（第16条関係）

（第1面）

氏名等変更届出書

年 月 日

和歌山県知事様

住 所 (〒 - - -)

届出者

氏 名

（法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名）

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第18条第3項の規定により関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

変更の対象となる認定太陽光発電事業計画

太陽光発電事業の名称	
太陽光発電設備の合計出力 (kW)	
事業区域の所在地	
発電の開始の有無	<input type="checkbox"/> 発電開始前 <input type="checkbox"/> 発電開始後 (運転開始日： 年 月 日)
変更年月日	
変更の内容	第2面のとおり

備考 変更の内容を明らかにする書面を添付すること。

		変更前	変更後	備考
代表者	役職			<input type="checkbox"/> 別紙あり
	氏名			
役員	役職			<input type="checkbox"/> 別紙あり
	氏名			
	役職			
	氏名			
	役職			
住所	氏名			<input type="checkbox"/> 別紙あり
法定代理人	氏名			<input type="checkbox"/> 別紙あり
株主・出資者	氏名			<input type="checkbox"/> 別紙あり
備考				

別記第16号様式 承継届出書

別記第16号様式（第17条関係）

承継届出書

年 月 日

和歌山県知事様

住 所 (〒 - - -)

届出者

氏 名

(法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名)

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第19条第4項の規定により関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

承継の対象となる認定太陽光発電事業計画	太陽光発電事業の名称	
	太陽光発電設備の合計出力 (kW)	
	事業区域の所在地	
	発電開始の有無	<input type="checkbox"/> 発電開始前 <input type="checkbox"/> 発電開始後 (運転開始年月日 : 年 月 日)
承継の内容	承継の年月日	年 月 日
	被承継者 氏名又は名称	
	住 所	
	承継の原因	

備考 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則第7条第4項第3号に規定する書面及び承継の事実を証する書面を添付すること。

協議様式第1号 太陽光発電事業計画の概要

協議様式第1号

太陽光発電事業計画の概要						備考
事業区域に関する事項	事業区域の面積 (全体面積 m ²)					
	土地の現況別の面積(注)	現況				
		面積 (m ²)				
うち、開発面積 (m ²)						
事業区域に関する事項	切土又は盛土をする土地の面積				m ²	
	切土により生じる崖の最大高				m	
	盛土により生じる崖の最大高				m	
	切土及び盛土を同時に生じる崖の最大高				m	
	盛土の最大高(崖を生じないもの)				m	
景観区分等	景観行政団体名	景観計画名		区域区分		
森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項に規定する民有林の存在の有無					有・無	
宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域の有無					有・無	
宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項に規定する特定盛土等規制区域の有無					有・無	
太陽電池の出力	合計出力 kW (1枚当たり W)					
事業終了後の太陽光発電設備等の撤去方針及び跡地の利用計画の方針						
工事着手予定日	年 月 日		工事完了予定日		年 月 日	
その他						

- (注) 1 「現況」の欄は登記地目ではなく、実際の状況にあった地目(現況地目)を記入すること。なお、事業区域内に法定外公共物が存在する(不動産登記法第14条地図又は地図に準ずる図面に表示されている)ときは、当該法定外公共物の種類及び面積を記入すること。
- 2 「面積」の欄に記入する面積の合計は全体面積と一致させること。
- 3 「うち、開発面積」の欄は太陽光発電設備や防災施設、進入路等を設置する区域のほか、木竹の伐採その他土地の形質変更(切土、盛土、整地等)を行う区域の面積を記入すること。
- 4 記入する欄が不足するときは、適宜追加すること。

協議様式第2号 協議事項通知書

協議様式第2号

第 号
年 月 日

様

和歌山県環境生活部
環境政策局環境管理課長

協議事項通知書

年 月 日付けで受理した事前協議申出書について、下記のとおり協議事項を取りまとめたので通知します。

記

太陽光発電事業の名称		
事業区域	所在地	
	面積	m ²
太陽光発電設備	合計出力	kW
協議事項	別紙のとおり	
留意事項	<p>①協議事項への対応に関し、担当部署との調整、協議及び手続等は、自らの責任において行ってください。 ②当該協議事項は、現時点における関係法令等に基づくものであるので、今後、当該法令等の改正等により対応の必要が生じたときは、自らの責任において対応してください。 ③協議事項への対応結果は、協議様式第3号（協議事項対応報告書）により振興局健康福祉部（事業区域が和歌山市である場合は環境管理課）に提出してください。</p>	

別紙 協議事項表

担当部署（連絡先）	協議事項
(例) ○担当部署（課室名等） ○所管法令 ○連絡先（電話番号）	(例) ・○○に該当する場合は、○○までに○○法に基づき ○○許可を取得する必要があります。

協議様式第3号 協議事項対応報告書
協議様式第3号

年 月 日

協議事項対応報告書

和歌山県環境生活部環境政策局
環境管理課長 様

住 所 (〒 -)

報告者

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の役職・氏名)

電話番号

年 月 日付けで通知のあった協議事項についての対応内容を報告します。

記

事前協議申出書受理年月日	年 月 日	
太陽光発電 事業の名称		
事業区域	所在地	
	面積	m ²
太陽光発電 設備	合計出力	kW
対応内容	別紙のとおり	

備考 太陽光発電事業計画の案の原案を添付すること。

別紙 協議事項対応表

担当部署	協議事項	対応内容
○○課	(例) ・○○法の○○届については、事業の○○まで 行う必要があります。 ・事業区域に民家が近いので○○に配慮してく ださい。	(それぞれの協議事項について必要に応じ協 議を行い、その対応内容を記載してく ださい)

協議様式第4号 協議手続終了通知書

協議様式第4号

第 号
年 月 日

様

和歌山県環境生活部
環境政策局環境管理課長

協議手続終了通知書

年 月 日付けで受理した事前協議申出書については、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第4条の規定による協議の手続が終了したものと認められますので、通知します。

記

太陽光発電事業の名称		
事業区域	所在地	
	面積	m ²
太陽光発電設備	合計出力	kW
当該協議の有効期限	年 月 日	
留意事項	<p>①本通知は、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（以下、「条例」という。）第11条第1項各号に規定する認定の基準に適合することを証するものではありません。</p> <p>②条例第6条に規定する太陽光発電事業計画の作成にあっては、本協議で明らかになった事項について、本県及び関係市町村の担当部署等と十分な調整、対応等を行ってください。</p> <p>条例第7条に規定する認定の申請において、当該調整、対応等が不十分であった場合、基準不適合として不認定となる場合があります。</p> <p>③記載の有効期限までに和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第7条に規定する太陽光発電計画の認定申請がなされなかったときは、この終了通知に関する協議については、取り下げたものとみなします。</p> <p>④今後、関係法令等及び関係法令等の改正への対応については自らの責任において行ってください。</p> <p>⑤認定申請を行うまでに、当該協議に係る内容を著しく変更するときは、再度協議を行う必要が生じる場合がありますので振興局健康福祉部（事業区域が和歌山市である場合は環境管理課、以下同じ。）へ協議してください。また、事業を中止する場合も振興局健康福祉部へ連絡してください。</p>	

協議様式第5号 再協議事項通知書

協議様式第5号

第 号
年 月 日

再協議事項通知書

様

和歌山県環境生活部
環境政策局環境管理課長

年 月 日付けで受理した事前協議申出書について、下記のとおり再度、協議事項を取りまとめたので通知します。

記

協議事項対応報告書 受理年月日	年 月 日	
太陽光発電 事業の名称		
事業区域	所在地	
	面積	m ²
太陽光発電 設備	合計出力	kW
協議事項	別紙のとおり	
留意事項	<p>①再協議事項への対応に關し、担当部署との調整、協議及び手続等は、自らの責任において行ってください。</p> <p>②当該協議事項は、現時点における関係法令等に基づくものであるので、今後、当該法令等の改正等により対応の必要が生じたときは、自らの責任において対応してください。</p> <p>③再協議事項への対応結果は、協議様式第3号（協議事項対応報告書）により振興局健康福祉部（事業区域が和歌山市である場合は環境管理課）に提出してください。</p>	

別紙 協議事項表

担当部署（連絡先）	協議事項

協議様式第6号 協議申出書取下げ書

協議様式第6号

年 月 日

事前協議申出書取下げ届

和歌山県環境生活部環境政策局

環境管理課長 様

住 所 (〒 -)

届出者

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の役職・氏名)

電話番号

年 月 日付けで提出した事前協議申出書に係る協議については、協議を中止するので、事前協議申出書取下げ届を提出します。

記

事前協議申出書受理年月日	年 月 日	
(再)協議事項通知年月日	年 月 日	
太陽光発電 事業の名称		
事業区域	所在地	
	面積	m ²
太陽光発電 設備	合計出力	kW
協議を中止 する理由		

和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境管理課

和歌山市小松原通一丁目 1 番地 TEL:073-441-2688 FAX:073-441-2689

mail: e0321001@pref.wakayama.lg.jp

